

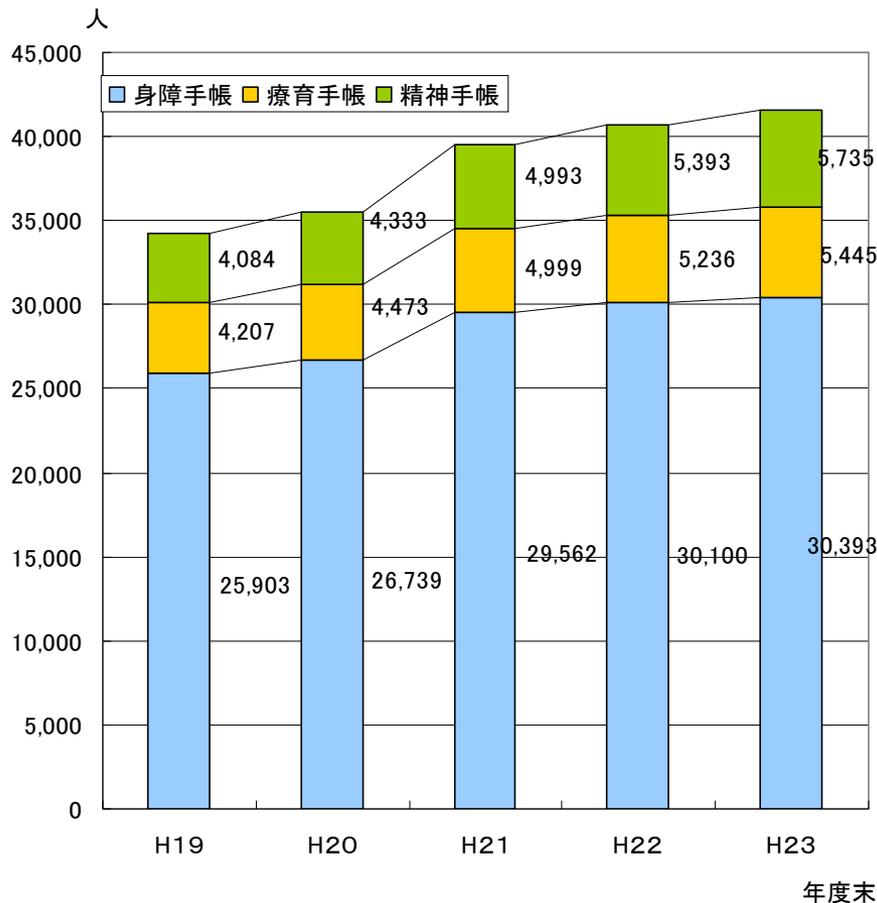
熊本市における
障がい保健福祉施策に関する
現状と課題について

平成24年11月21日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

1. 障がいのある人の状況

3障がいの手帳所持者数の推移

- 本市における3障がいの手帳所持者数は、平成23年度末現在で延べ41,573人。
- 手帳所持者別の内訳は、平成23年度末現在で、身体障害者手帳が30,393人(73.1%)、療育手帳が5,445人(13.1%)、精神障害者保健福祉手帳が5,735人(13.8%)。
- なお、平成20年度末から平成21年度末にかけて増加幅が他と比べて異なるのは、旧植木町・旧城南町との合併により手帳所持者が増加したことによるもの。



	H19	H20	H21	H22	H23
身障手帳	25,903人 (75.8%)	26,739人 (75.2%)	29,562人 (74.7%)	30,100人 (73.9%)	30,393人 (73.1%)
療育手帳	4,207人 (12.3%)	4,473人 (12.6%)	4,999人 (12.7%)	5,236人 (12.9%)	5,445人 (13.1%)
精神手帳	4,084人 (11.9%)	4,333人 (12.2%)	4,993人 (12.6%)	5,393人 (13.2%)	5,735人 (13.8%)
合計	34,194人	35,545人	39,554人	40,729人	41,573人

身体障害者手帳所持者数(障がい部位別)の推移

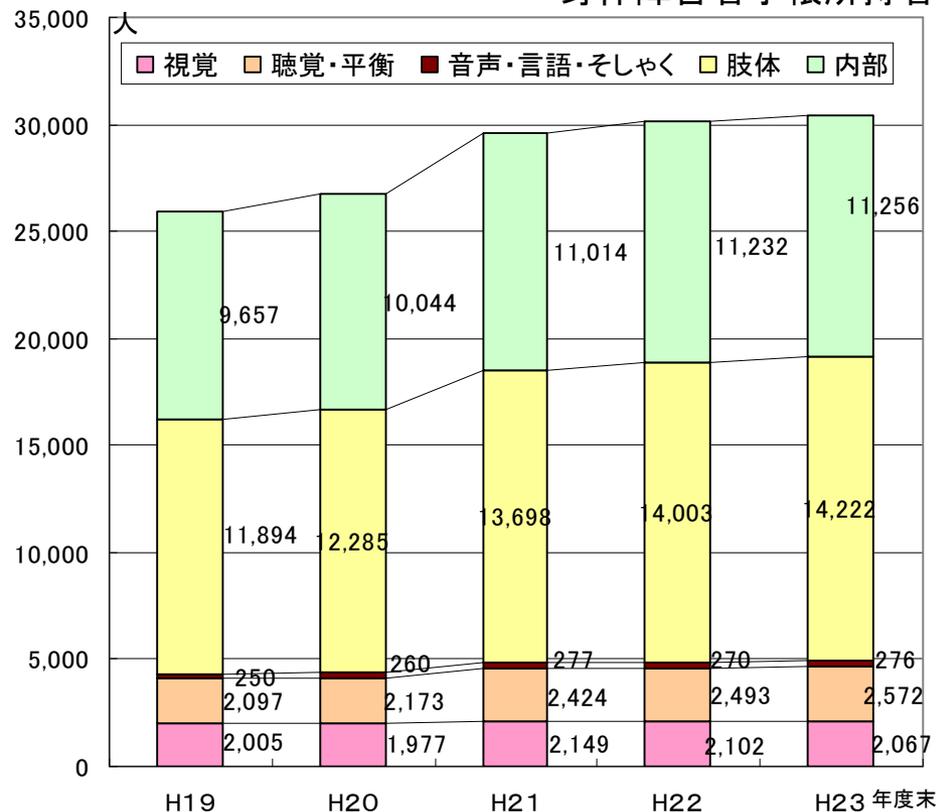
○本市における身体障害者手帳の所持者数は、平成23年度末現在で30,393人。平成19年度と比較すると4,490人増加、増加率は17.3%。

○増加要因としては、合併による人口増の影響のほか、高齢化による肢体不自由や心臓、じん臓機能障害の増加が考えられる。

○障がい部位別に見ても、肢体不自由、内部障害の順で多く、この二つを合わせると、全体の83.8%を占める。

身体障害者手帳所持者数(障がい部位別)の推移

(人)

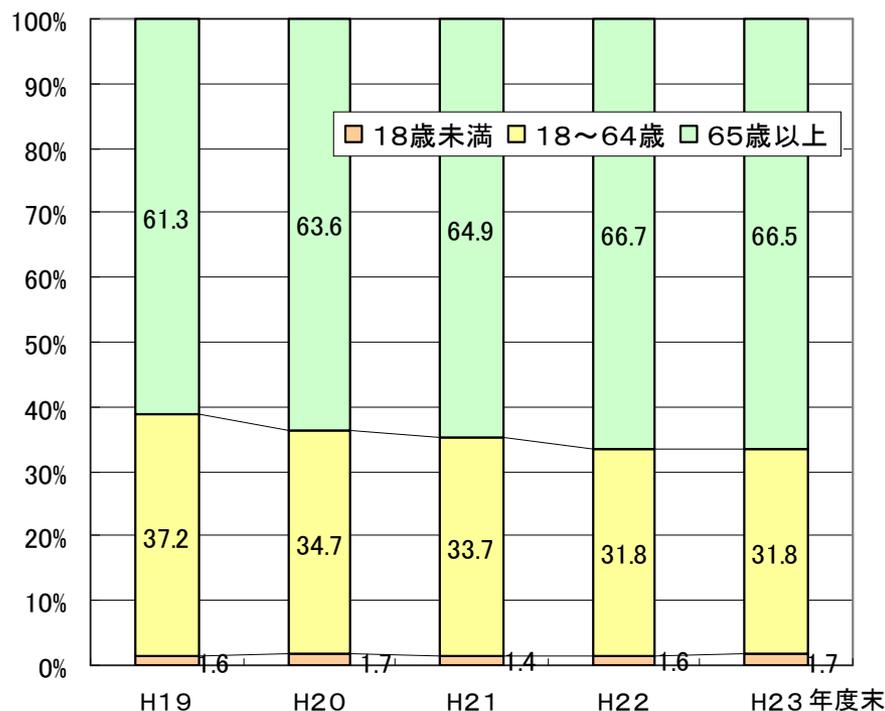


年度末 部位	H19	H20	H21	H22	H23
視覚	2,005	1,977	2,149	2,102	2,067
聴覚・平衡	2,097	2,173	2,424	2,493	2,572
音声・言語・そしゃく	250	260	277	270	276
肢体	11,894	12,285	13,698	14,003	14,222
内部	9,657	10,044	11,014	11,232	11,256
合計	25,903	26,739	29,562	30,100	30,393
指数	100	103	114	116	117

身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移

- 身体障害者手帳の所持者の年齢別割合は、平成23年度末現在で、65歳以上の者の占める割合が全体の3分の2(66.5%)。
- 平成19年度から65歳以上の手帳所持者の割合は、5.2ポイント増加。
- 他方で、18歳から64歳までの手帳所持者の割合は減少しており、18歳未満の割合は横ばい。

身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移



年度末 年齢	H19	H20	H21	H22	H23
18歳未満	1.6%	1.7%	1.4%	1.6%	1.7%
18歳以上 64歳未満	37.2%	34.7%	33.7%	31.8%	31.8%
65歳以上	61.3%	63.6%	64.9%	66.7%	66.5%

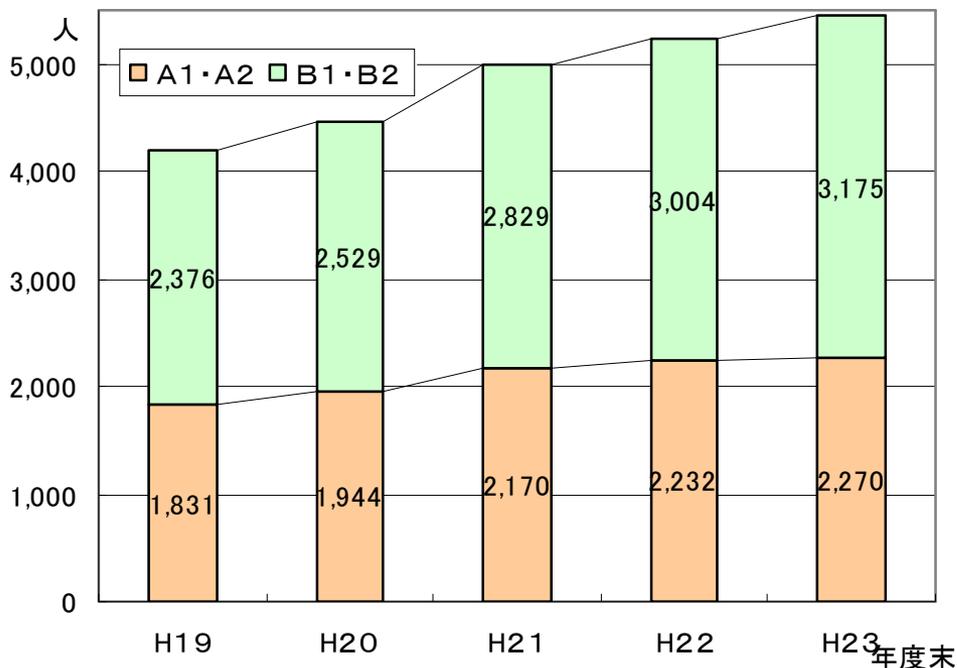
療育手帳所持者数(程度別)の推移

○療育手帳の所持者数は、平成23年度末で5,445人。平成19年度と比較すると、1,238人増加、増加率は27.5%。

○障がいの程度別(等級別)では、平成19年度と比較すると、A1・A2の重度障がい者が24.0%(439人)増、B1・B2の障がい者が33.6%(799人)増、B1・B2の手帳所持者の増加傾向が顕著。

○増加要因としては、合併による人口増の影響のほか、平成20年4月に熊本市子ども発達支援センターが開設され、障がいのある児童に関する相談、診察、検査等の初期療育支援体制が整備されたことや、療育支援ネットワークシステムの構築等、療育支援制度拡充に向けた全庁的な取組等が、申請数の増加に寄与しているものと考えられる。

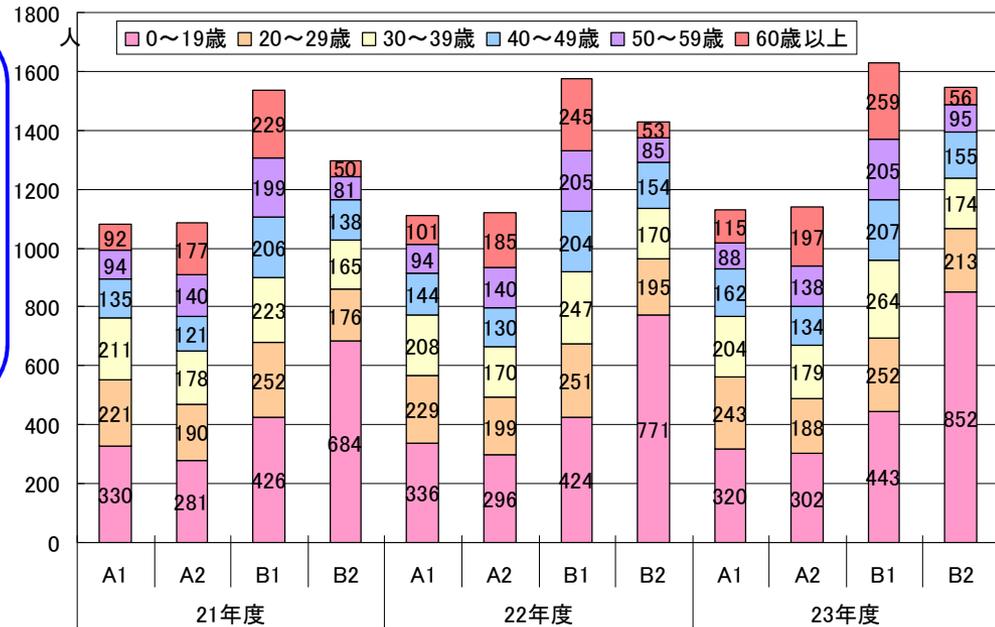
療育手帳所持者数(程度別)の推移



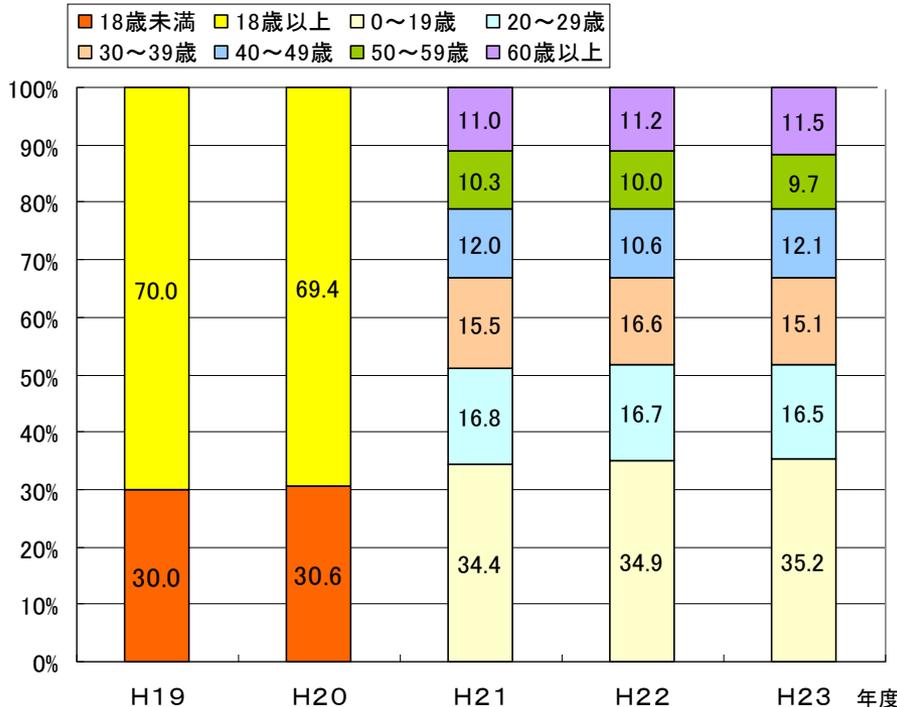
年度末 程度	H19	H20	H21	H22	H23
A1・A2	1,831	1,944	2,170	2,232	2,270
B1・B2	2,376	2,529	2,829	3,004	3,175
合計	4,207	4,473	4,999	5,236	5,445
指数	100	106	119	124	129

療育手帳所持者数(年齢別・程度別)の推移

○療育手帳の所持者数の年齢別割合は、平成23年度末で、0～19歳の者の占める割合は全体の3分の1強(35.2%)。
 ○平成21年度からの各年齢層の手帳の所持者割合は、ほぼ横ばいであるが、手帳の所持者数は各年齢層において増加。



療育手帳所持者数(程度別)の推移

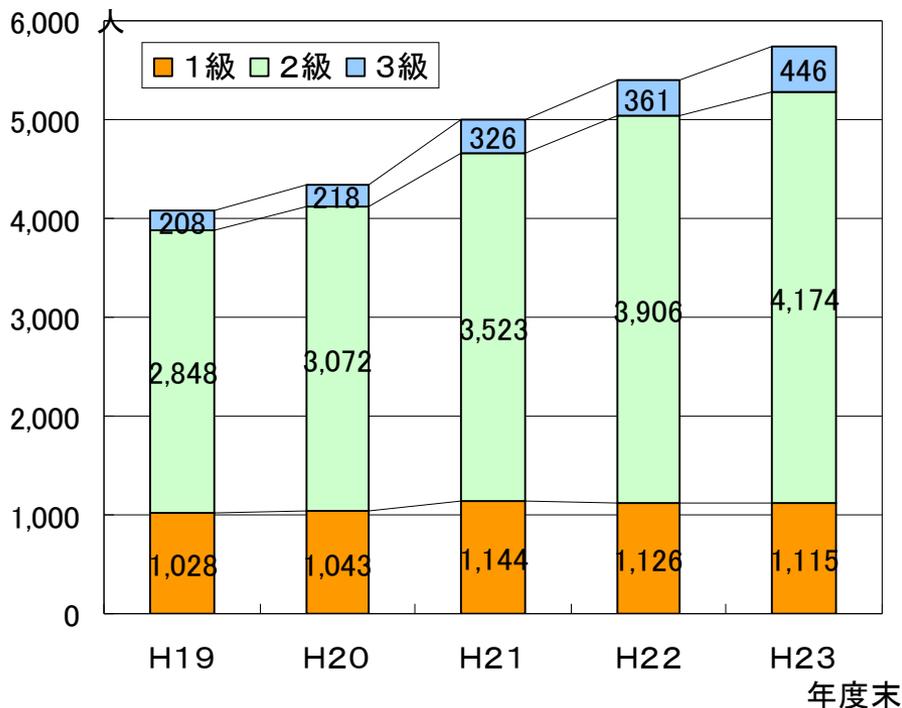


年度末 年齢	年度末		
	H19	H20	年齢
18歳未満	30.0%	30.6%	0～19歳
18歳以上	70.0%	69.4%	20～29歳
			30～39歳
			40～49歳
			50～59歳
			60歳以上

精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

- 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成23年度末で5,735人。平成19年度末と比較すると1,651人増加、増加率は40.4%。
- 等級別では、2級が4,174人(72.8%)で約7割を占めており、次いで1級、3級となっている。
- 最も構成比の高い2級では、平成19年度と比較すると1,326人(46.6%)増加しており、増加率も顕著。
- 増加の要因としては、合併による人口増の影響のほか、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、利用可能な障害福祉サービスが増加したこと等が考えられる。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移



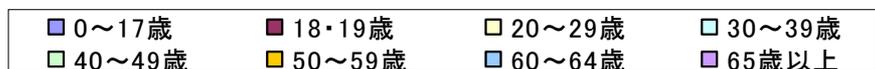
年度末 等級	H19	H20	H21	H22	H23
1級	1,028	1,043	1,144	1,126	1,125
2級	2,848	3,072	3,523	3,906	4,174
3級	208	218	326	361	446
合計	4,084	4,333	4,993	5,393	5,735
指数	100	106	122	132	140

精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)の推移

○精神保健福祉手帳の所持者数の年齢別割合は、平成23年度末で、50歳台の者の占める割合(22.0%)、40歳台の者の占める割合(21.6%)、65歳以上の者の占める割合(19.4%)の順に多くなっている。

○平成19年度末と平成23年度末を比較すると、60～64歳の者の占める割合が3.6ポイント、30歳台の者の占める割合が1.3ポイント上昇している一方で、50歳台の者の占める割合が5.2ポイント、65歳以上の者の占める割合が1.0ポイント減少。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)の推移



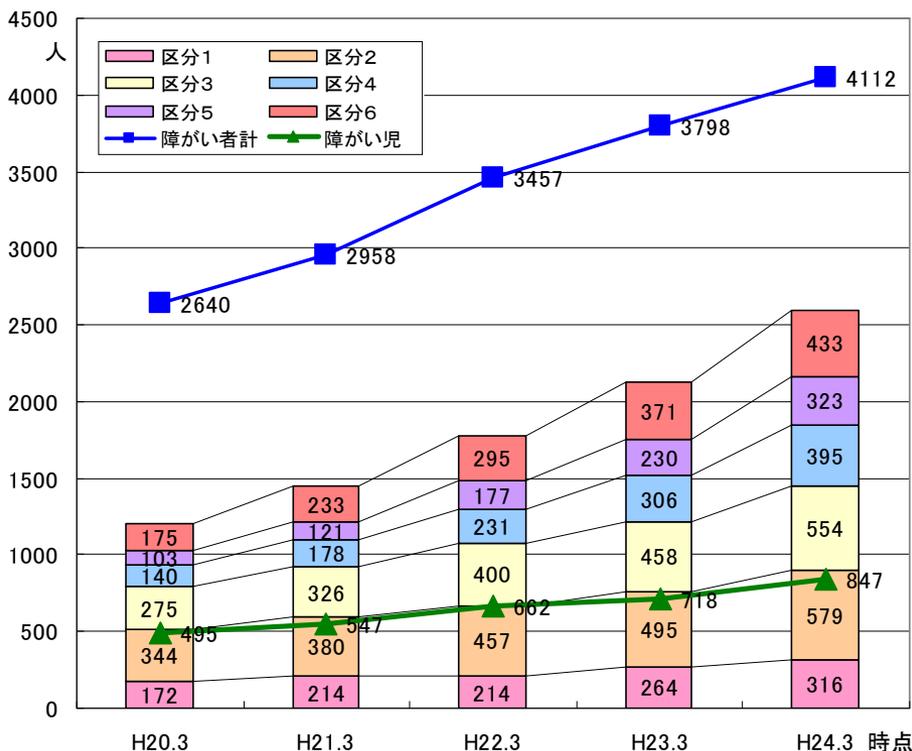
年度末 年齢	H19	H20	H21	H22	H23
0～17歳	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%
18・19歳	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%
20～29歳	6.0%	5.9%	6.4%	6.6%	6.6%
30～39歳	15.3%	15.2%	15.2%	15.6%	16.6%
40～49歳	21.0%	21.9%	21.0%	21.5%	21.6%
50～59歳	27.2%	25.2%	24.5%	23.2%	22.0%
60～64歳	9.5%	10.7%	11.7%	12.8%	13.1%
65歳以上	20.4%	20.4%	20.5%	19.5%	19.4%

障害福祉サービス(障害程度区分別)の受給者数の推移

○障害福祉サービスの受給者数は、平成24年3月時点で、障がい者は4,112人、障がい児は847人となっており、平成20年3月時点と比較すると、障がい者は1.6倍、障がい児は1.7倍増加。

○障がい者について、障害程度区分別に見ると、平成24年3月時点で、区分2(579人)、区分3(554人)、区分6(433人)の順に多くなっているが、平成20年3月時点と比較すると、区分5(3.14倍)、区分4(2.82倍)、区分6(2.47倍)の順に増加幅が大きくなっている。

障害福祉サービス(障害程度区分別)の受給者数の推移



時点 程度区分	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3
区分1	172	214	214	264	316
区分2	344	380	457	495	579
区分3	275	326	400	458	554
区分4	140	178	231	306	395
区分5	103	121	177	230	323
区分6	175	233	295	371	433
判定不要	1,431	1,506	1,683	1,674	1,512
障がい者計	2,640	2,958	3,457	3,798	4,112
障がい児	495	547	662	718	847

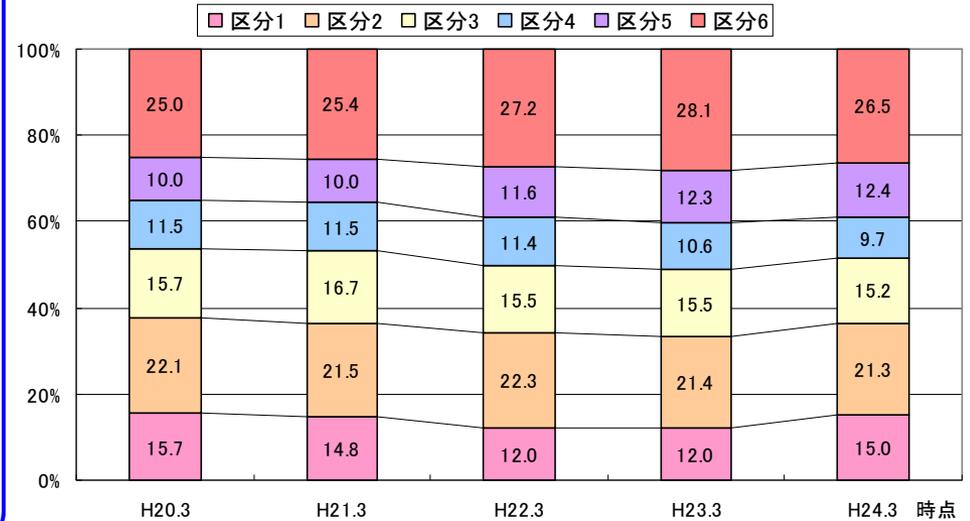
障がい種別毎の障害程度区分別の受給者割合の推移

○障害程度区分別の受給者割合について、身体障がい者は、平成24年3月時点で、区分6の者の全体に占める割合が26.5%と最も多く、平成20年3月時点と比較すると、区分5の割合が2.4ポイント、区分6の割合が1.5ポイント増加している一方で、それ以外の区分の割合は総じて減少。

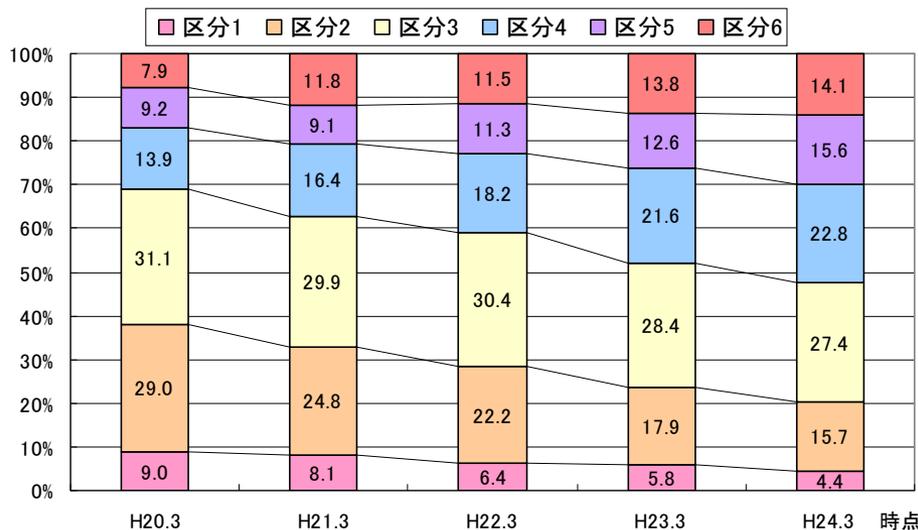
○知的障がい者は、平成24年3月時点で、区分4の者の全体に占める割合は、区分4が22.8%と最も多く、平成20年3月時点で区分1～3の者の全体の割合が7割弱であったが、平成24年3月時点で区分4～6の者の全体に占める割合の5割強。

○精神障がい者は、平成24年3月時点で、区分2の者の全体に占める割合が半分(50.1%)、区分1～3の者の割合が大半(98.8%)であり、平成20年3月時点と比較すると、区分1の割合が6.1ポイント、区分2の割合が0.8ポイント増加している一方で、区分3～6の割合は減少。

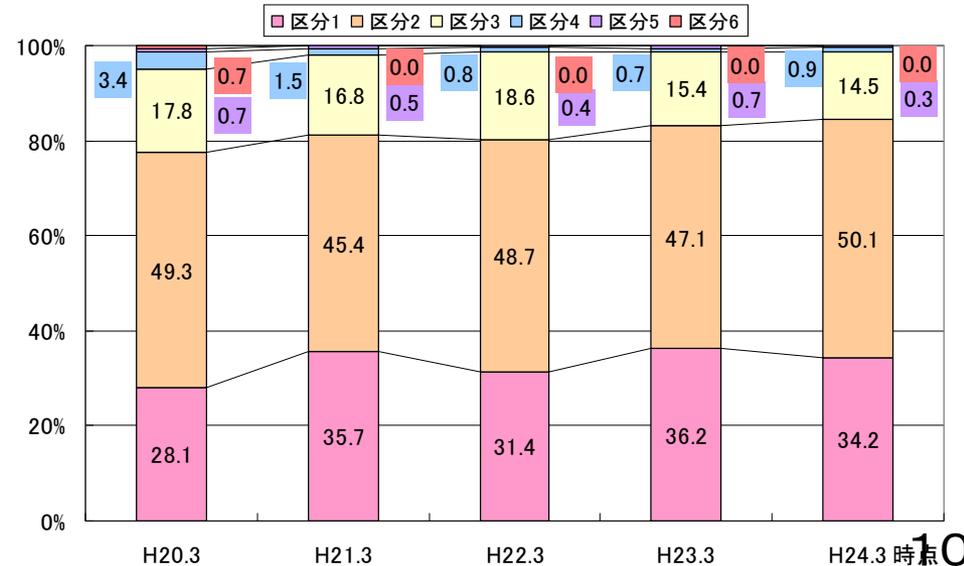
身体障がい者における障害程度区分別の受給者割合の推移



知的障がい者における障害程度区分別の受給者割合の推移



精神障がい者における障害程度区分別の受給者割合の推移



精神科病院の入院患者数及び自立支援医療(精神通院医療)の支給決定者数の推移

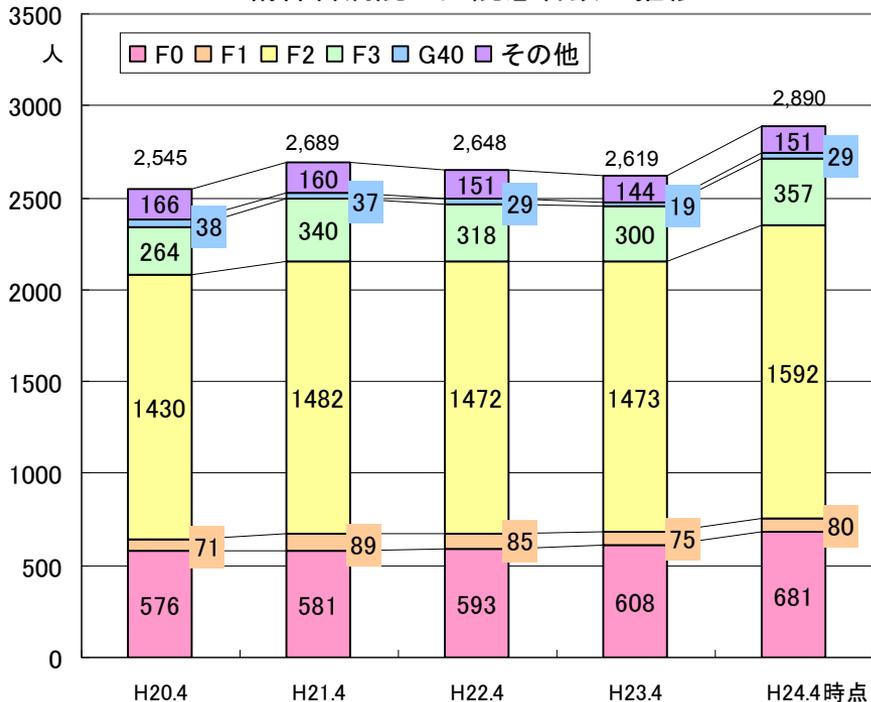
○精神科病院の入院患者数については、平成24年4月時点で2,890人であるが、これは、本年4月の市町村合併による増加が主たる要因であり、基本的には、21年4月以降の低下傾向(又は横ばい)にあるものと考えられる。

○入院患者の内訳を見ると、F2(統合失調症)が全体の5割を占めており、次いで、F0(器質性(認知症)、F3(気分障害(うつ病))の順となっている。

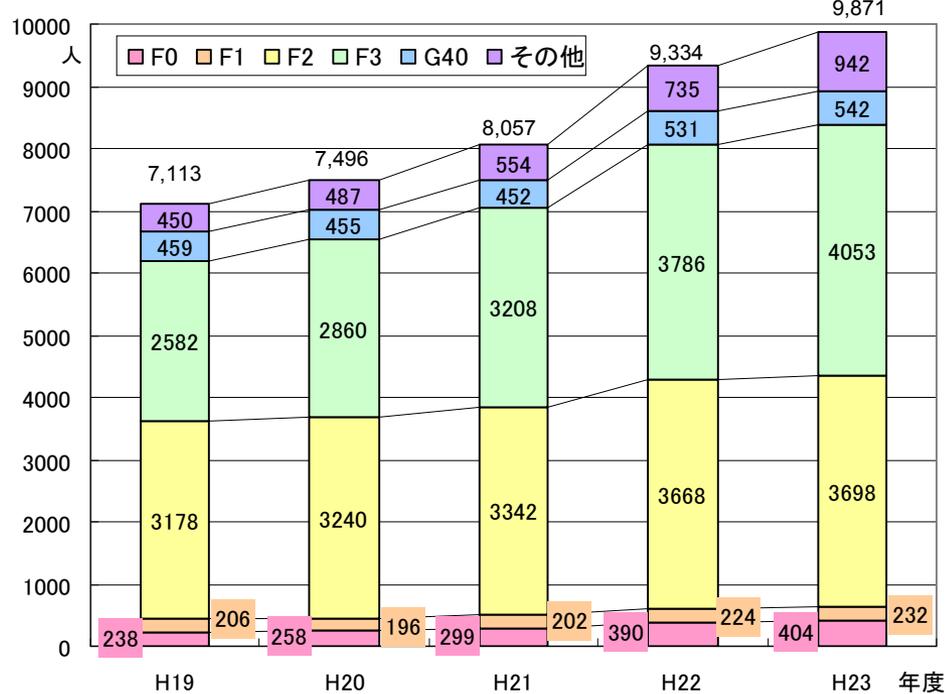
○自立支援医療(精神通院医療)の支給決定者数については、平成23年度で9,871人であり、平成19年度と比較すると、約1.4倍の増加。

○その支給決定者数の内訳を見ると、F3(気分障害(うつ病))が年々増加傾向にあり、平成22年度にそれまで最も多かったF2(統合失調症)を上回り、平成23年度で全体の約40%を占めている。F2(統合失調症)は平成22年度以降、F3(気分障害(うつ病))を下回っているが、平成23年度で全体の37%を占めている。

精神科病院の入院患者数の推移



自立支援医療(精神通院医療)の支給決定者数の推移



※ F0: 症状性を含む器質性精神障害(認知症)、F1精神作用物質使用による精神及び行動の障害(依存症)、F2: 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害、F3: 気分(感情)障害(うつ病)、G40: てんかん、その他: 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害・生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群・成人のパーソナリティ及び行動の障害・精神遅滞・心理的発達の障害、小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 等

障害福祉サービスの種類別の利用状況

○障害福祉サービスの利用者数については、平成20年3月末時点で2,935人であったが、平成24年3月末時点で5,280人と約1.8倍増加。

○特に日中活動系サービスの一つである生活介護は、平成20年3月末時点で143人であったが、平成24年3月末時点で1,009人と約7.1倍増加、次いで、就労継続支援(B型)が763人(平成24年3月時点)、訪問系サービスの一つである居宅介護が669人(平成24年3月末時点)と多くなっている。また、居住系サービスも増加。

○障害程度区分ごとに見ると、比較的程度の高い人は生活介護を利用している一方で、比較的程度の低い人は就労継続支援(B型)や居宅介護を利用している状況が見られる。

【平成20年3月末時点】

障害福祉サービスの種類別の利用状況(利用者数)

【平成24年3月末時点】

サービス機能	サービス種類	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童	判定不要	計
訪問系サービス	居宅介護	100	147	73	17	8	28	20	-	393
	重度訪問介護	-	-	0	13	23	55	-	-	91
	行動援護	-	-	0	0	0	0	0	-	0
	重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	0	0	-	0
	同行援護	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日中活動系サービス	生活介護	1	11	46	36	26	23	-	0	143
	自立訓練(機能訓練)	1	1	1	0	0	1	-	2	6
	自立訓練(生活訓練)	2	8	5	1	0	0	-	4	20
	就労移行支援	3	1	0	0	0	0	-	51	55
	就労継続支援(A型)	2	5	2	2	0	0	-	147	158
	就労継続支援(B型)	12	41	28	9	4	3	-	227	324
	療養介護	0	2	0	1	4	16	-	0	23
	児童デイサービス	-	-	-	-	-	-	101	-	101
	短期入所	1	15	9	16	6	24	28	-	99
居住系サービス	共同生活介護	-	38	9	7	3	9	0	-	66
	共同生活援助	9	8	2	0	0	0	0	132	151
	施設入所支援	2	7	33	14	14	6	-	2	78
小計(新体系サービス)		133	284	208	116	88	165	149	565	1,708
小計(旧体系サービス)		634	459	134	0	0	0	0	0	1,227
総計		767	743	342	116	88	165	149	565	2,935
給付率(利用者数 / 支給決定者数)		96.0%	86.6%	73.2%	59.8%	61.5%	63.2%	22.9%	91.1%	73.5%

サービス機能	サービス種類	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童	判定不要	計
訪問系サービス	居宅介護	206	264	85	30	14	38	32	-	669
	重度訪問介護	-	-	0	3	24	69	-	-	96
	行動援護	-	-	0	1	3	0	4	-	8
	重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	0	0	-	0
	同行援護	59	27	6	3	0	0	0	12	107
日中活動系サービス	生活介護	3	48	231	230	222	275	-	0	1,009
	自立訓練(機能訓練)	1	9	6	2	1	0	-	6	25
	自立訓練(生活訓練)	2	10	15	4	1	0	-	43	75
	就労移行支援	6	15	3	1	0	0	-	96	121
	就労継続支援(A型)	10	30	11	2	1	0	-	480	534
	就労継続支援(B型)	37	117	79	35	14	3	-	478	763
	療養介護	0	0	2	1	4	24	-	0	31
	児童デイサービス	-	-	-	-	-	-	291	-	291
	短期入所	4	7	27	28	16	28	30	-	140
居住系サービス	共同生活介護	-	65	56	29	14	13	0	-	177
	共同生活援助	11	11	9	0	0	0	0	248	279
	施設入所支援	4	23	135	144	150	192	-	0	648
小計(新体系サービス)		343	626	665	513	464	642	357	1,363	4,973
小計(旧体系サービス)		162	133	12	0	0	0	0	0	307
総計		505	759	677	513	464	642	357	1,363	5,280
給付率(利用者数 / 支給決定者数)		82.9%	77.0%	74.6%	76.9%	79.9%	82.5%	33.5%	82.8%	72.0%

2. 熊本市障がい者プラン・ 熊本市障がい福祉計画 等

第6次熊本市総合計画(抜粋)

IV 分野別施策

第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

第3節 高齢者、障がいのある人などへの生活支援

現状と課題

障がいのある人においては、平成19年には、障がい福祉サービスの支給決定者が3,100人に達し、今後も増加が見込まれます。特に、在宅での生活には個々に応じた多様な支援が必要であることから、支援体制の整備を充実することが必要となっています。

こうしたことから、全ての人が住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持って暮らしていくため、一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな福祉サービスを提供していくことが必要です。

基本方針

○障がいのある人が、地域で自立して暮らせるように支援します。

☆協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担

主 体		
市 民 等	市 民	○障がいに対する理解を深め、障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。 ○ボランティア活動等を通じて、障がいのある人及びその家族等の地域生活を支援します。
	地域団体・NPOなど	○地域団体やNPO等は、障がいのある人が安心して暮らせるよう、まちづくりや自立支援を推進します。
	事業者	○事業者は、良質な福祉サービスを提供します。 ○就労を希望する障がいのある人を積極的に受け入れます。
行 政		○障がいのある人のスポーツ大会や研修会等の活動を支援します。 ○障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解を深めるため、積極的な啓発活動を展開するとともに、障がいのある人の就労などの社会経済活動への参加を促進します。 ○援護が必要な障がいのある人に対し、適切な障がい者福祉サービスなどを提供するとともに、権利を守るための成年後見制度などについて周知を行います。

《成果指標》

	単位	基準値 (H20)	目標値 (H25)	目標値 (H30)
地域福祉活動(福祉ボランティアなど)に関わりを持つ市民の割合	%	12.6	20	30
施設入所から地域生活に移行した障がいのある人の数	人	168	330	400

《事業の概要》

【障がいのある人の社会参加の支援】

- 障がいのある人の社会参加を促進するために、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の普及・啓発を進めるとともに、関係機関との連携強化に取り組みます。
- 障がいのある人の社会的な自立を促進するために、就労の機会と場の確保・拡大に努めます。

【在宅生活支援の充実】

- 障がいがあっても住み慣れた家や地域の中で生活できるように、個人にあわせた相談支援を行うとともに、障がいのある人への福祉サービスの充実に努めます。

熊本市障がい者プラン(概要)

熊本市障がい者プランとは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画である。現行プランの計画期間は、平成21年度から平成30年度の10年間であり、平成26年度には中間見直しを行う予定。

【基本理念】～自立と共生の地域づくり～

障がい者の「完全参加と平等」の実現を目指した、誰もが自分の能力を生かして平等に社会に参加できる環境づくり。

施策体系

1 相互理解の促進と市民参加の活動

～【啓発・広報・ボランティア】～

- (1) 偏見や差別を取り除き相互理解を深める
- (2) 学校教育や職場研修での啓発
- (3) ボランティア活動の促進

2 生活の場を拠点とする利用者本位の支援

～【生活支援】～

- (1) 施設等入所から地域生活への移行支援
- (2) 相談・支援体制の充実
- (3) 地域療育体制の整備
- (4) 障がい者の権利擁護
- (5) 在宅福祉サービスの充実
- (6) 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援
- (7) 福祉に携わる人材の養成

3 保健と医療サービスの適切な提供

～【保健・医療】～

- (1) 保健活動の推進
- (2) 医療・リハビリテーション体制の整備
- (3) 精神保健・医療施策の推進

4 すべての人にやさしく安全なまちづくり

～【生活環境】～

- (1) 住環境の整備
- (2) ユニバーサルデザインの推進
- (3) 緊急時における障がい者への支援体制の整備

5 生涯にわたる教育等の支援体制

～【教育・育成】～

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) 教育関係者への理解啓発の推進
- (3) 生涯学習の振興

6 自立と社会参加への条件整備

～【雇用・就労・活動】～

- (1) 雇用の場の確保
- (2) 一般就労への移行と定着・継続への支援
- (3) 福祉的就労への支援
- (4) 障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進
- (5) 就労に関する相談・支援の充実
- (6) 移動手段への支援
- (7) スポーツ・文化活動の促進

7 情報提供の充実

～【情報・コミュニケーション】～

- (1) 情報バリアフリーの推進

4. 平成26年度の数値目標

	項目	平成26年度の数値目標	(参考)国の基本指針
1	施設入所者の地域生活への移行	<p>○平成17年10月時点の施設入所者数(896人)から269人(30.0%)以上を地域生活へ移行</p> <p>○平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月時点の施設入所者数から92人(10.3%)削減</p>	<p>○平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定</p> <p>○平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定</p>
2	福祉施設から一般就労への移行	<p>○平成26年度中の福祉施設から一般就労への移行者が、平成17年度の一般就労への移行実績(5人)の6倍(30人)以上</p>	<p>○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定</p> <p>目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定</p>
3	就労移行支援事業の利用者数	<p>○平成26年度末における福祉施設利用者(2,935人)のうち、192人(6.5%)以上の者が就労移行支援事業を利用</p>	<p>○平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定</p>
4	就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	<p>○平成26年度末において、就労継続支援利用者(1,726人)のうち、614人(35.6%)はA型を利用</p>	<p>○平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定</p>

障害福祉サービス等の予算額の推移

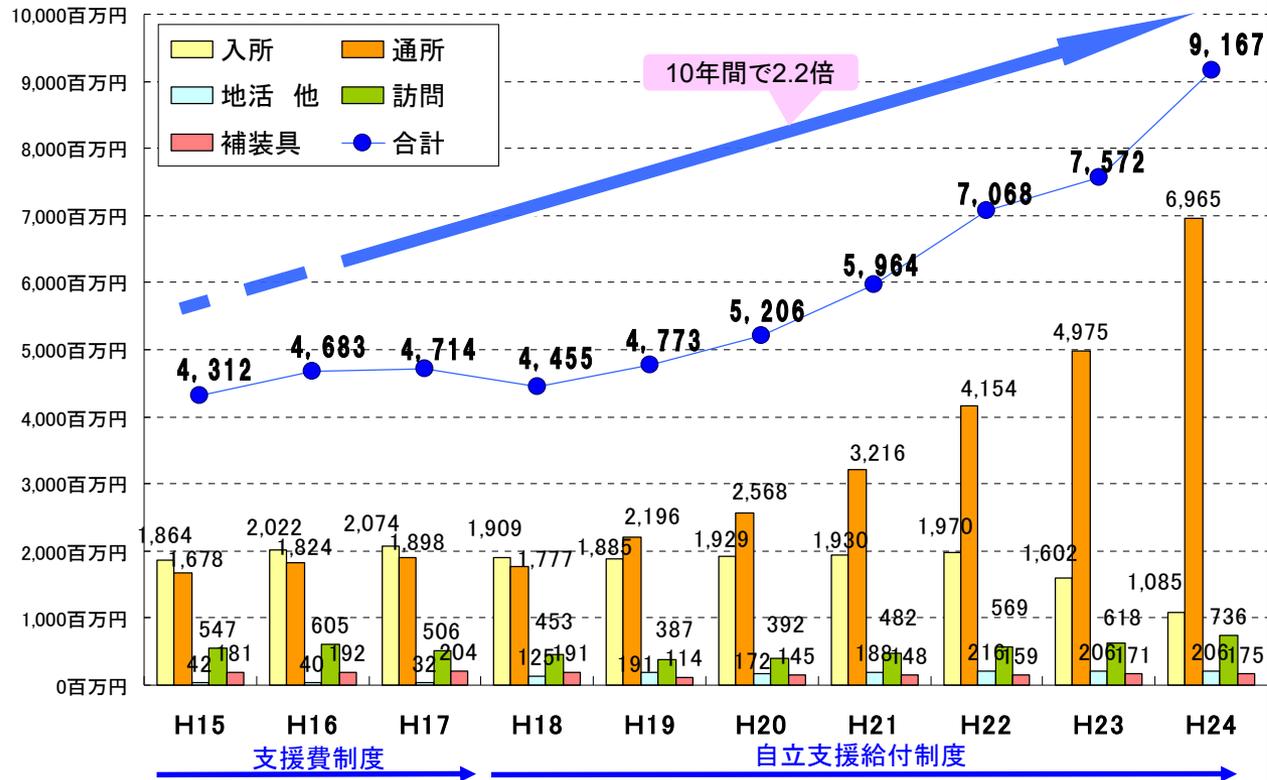
○本市における障害福祉サービス及び補装具の予算額については、平成24年度予算において9,167百万円となっており、障害者自立支援法の施行以降(平成18年度以降)増加しており、平成15年度と比較すると、約2.2倍となっている。

○障害福祉サービスの類型ごとにみると、入所は平成22年度以降減少傾向にある一方で、通所・訪問は増加傾向にあり、特に通所については、平成24年度予算において6,965百万円となっており、平成15年度と比較すると、約4.1倍の増加。

○地域生活支援事業は平成24年度予算において206百万円となっており、近年はほぼ横ばい、また、補装具は近年は増加傾向。

○24年度予算の伸びが顕著であるが、これは、平成24年4月の障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正に伴うもので、障害児の通所の費用が純増(市児童相談所より所管換え)、相談支援給付など新たなサービスが追加、経過措置が終了し新体系に移行することによる日中活動系サービスの急増等によるもの。

熊本市の障害福祉サービス(入所、通所、訪問別)及び補装具の予算額の推移

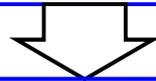


3. 主な施策の取組状況について

相互理解の促進と市民参加の活動

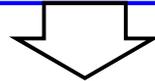
現状と課題

○障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいや障がい者についての正しい知識の普及を進め、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図る必要。



方針

○障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進。



具体的な取組

- 理解のための啓発・広報の充実
- 体験・ふれあい事業
- ボランティア活動の相談・支援 等

心の輪を広げる障害者理解促進事業

○障がい者に対する国民の理解促進を図るため、市民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び障害者週間のポスター」を公募し、当該作文及びポスターの優秀作品の表彰式と併せて、障害者週間に障害者理解促進のための啓発を行う事業。

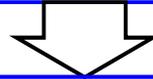
○本事業は内閣府の事業であり、都道府県及び指定都市にて行うこととされているものであり、指定都市に移行した本市においても、今年度から新たに実施するもの。

○本市においては、本年12月の障害者週間において実施するものであり、子ども文化会館にて上記表彰式及び理解促進を図るためのイベントを併せて行う。

生活の場を拠点とする利用者本位の支援

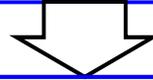
現状と課題

○障がいのある人が、住みなれた家庭や地域の中で自立した生活ができるようにする必要。



取組

○障がいの特性に応じた在宅サービスの充実及び社会参加を促進するための環境整備。また、利用者本位を実現するためのケアマネジメント等の相談体制の整備。



具体的な取組

- 障害福祉サービス基盤の整備・促進
- 地域生活支援事業の拡充
- 相談支援体制の充実・強化 等

障がいのある方への支援体制(イメージ図)

幼児期(義務教育開始前)

学齢期

成人期

児童発達支援センター等

児童発達支援

医療型児童発達支援

保育所等訪問支援

特別支援教育

児童発達支援センター等

放課後等デイサービス

障害福祉サービス事業者

○訪問系サービス

・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

○日中活動系サービス

・生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護、短期入所

○居住系サービス

・共同生活介護、共同生活援助

障害児等療育支援事業

障害児入所施設

福祉型障害児入所支援

医療型障害児入所支援

保育所等訪問支援

障害者支援施設

施設入所支援

相談支援機関等

相談支援事業者

精神保健福祉センター(こころの健康センター)

子ども発達支援センター

発達障がい者支援センターみなわ

障がい者福祉相談所

在宅

施設

障害福祉サービスの実利用人数及びサービス量に関する見込み

○国の基本指針も踏まえ、過去の利用実績からの伸び、障がい者アンケート調査によるサービス利用意向、事業所への意向調査等により見込量を算出。

○施設入所支援を除き、いずれも増加を見込んでいるが、特に、生活介護は平成23年度利用実績と比べ約2倍の増加を見込み、療養介護は平成23年度利用実績を比べ6倍程度の増加を見込んでいる。

事業名		実利用人数				サービス量			
		平成23年度 利用実績	平成24年度 見込み	平成25年度 見込み	平成26年度 見込み	平成23年度 利用実績	平成24年度 見込み	平成25年度 見込み	平成26年度 見込み
訪問系 サービス	居宅介護	825人/月	916人/月	1,010人/月	1,115人/月	22,881時間/月	24,332時間/月	25,669時間/月	27,145時間/月
	重度訪問介護								
	同行援護 ※								
	行動援護								
	重度障害者等包括支援								
日中 活動系 サービス	生活介護	831人/月	1,351人/月	1,477人/月	1,584人/月	15,752人日/月	25,534人日/月	27,916人日/月	29,938人日/月
	自立訓練(機能訓練)	25人/月	34人/月	37人/月	38人/月	359人日/月	483人日/月	526人日/月	540人日/月
	自立訓練(生活訓練)	67人/月	104人/月	155人/月	176人/月	1,263人日/月	1,966人日/月	2,930人日/月	3,327人日/月
	就労移行支援	114人/月	131人/月	166人/月	192人/月	1,912人日/月	2,227人日/月	2,822人日/月	3,264人日/月
	就労継続支援(A型)	497人/月	521人/月	564人/月	614人/月	9,307人日/月	9,847人日/月	10,660人日/月	11,605人日/月
	就労継続支援(B型)	663人/月	894人/月	988人/月	1,112人/月	10,644人日/月	14,662人日/月	16,204人日/月	18,237人日/月
	療養介護	31人/月	178人/月	180人/月	185人/月	923人日/月	5,518人日/月	5,580人日/月	5,735人日/月
	短期入所(ショートステイ)	155人/月	175人/月	184人/月	193人/月	611人日/月	735人日/月	773人日/月	811人日/月
居住系 サービス	共同生活援助 (グループホーム)	416人/月	510人/月	580人/月	650人/月	-	-	-	-
	共同生活介護 (ケアホーム)								
	施設入所支援	839人/月	804人/月	804人/月	804人/月	-	-	-	-
相談 支援	計画相談支援	-	195人/月	390人/月	967人/月	-	-	-	-
	地域相談支援 (地域移行支援)	-	64人/月	120人/月	122人/月	-	-	-	-
	地域相談支援 (地域定着支援)	-	13人/月	20人/月	26人/月	-	-	-	-

※同行援護：重度の視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う。(平成23年10月制度開始)

障害福祉サービスの利用実績及び今後の必要量見込み

①訪問系サービス

- 居宅介護 : 自宅で入浴、排泄または食事の介護等を行う。
- 重度訪問介護 : 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
- 行動援護 : 自己判断能力が制限されている人(知的障がい者・精神障がい者等)が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
- 重度障害者包括支援 : 介護の危険性が著しく高い人に、居宅介護等複数サービスを包括的に行う。
- 同行援護 : 視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の援護などを行う。(H23.10月から個別給付化。同年9月までは地域生活支援事業)

必要量見込の推計方法

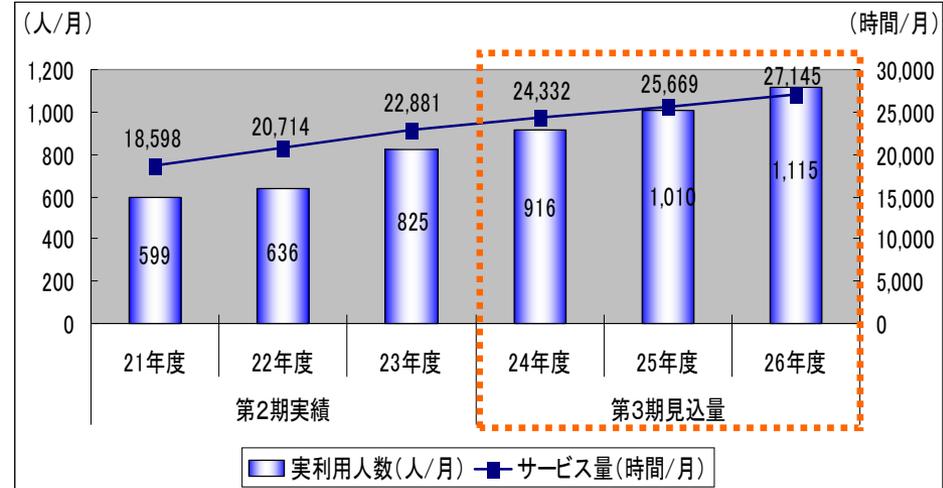
それぞれのサービスごとに、利用実績から自然増(1.0%/月)を見込んで実利用人数の見込みを算出、その数値にそれぞれの平均利用時間(12.6時間)を乗じてサービス量の見込みを算出。重度訪問介護については実利用人数に平均利用時間を168時間をかけて算出。

【必要量見込に関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
同行援護については、これらの事項に加え、平成23年10月1日以前の地域生活支援事業(移動支援事業に限る。)の利用者のうち重度の視覚障がい者を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

<実利用人数の内訳>

サービス名	実績			計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護(人/月)	512	552	635	722	814	917
重度訪問介護(人/月)	87	83	84	83	84	85
同行援護(人/月)	-	-	104	108	108	108
行動援護(人/月)	0	1	2	3	4	5
重度障害者等包括支援(人/月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数(人/月)	599	636	825	916	1,010	1,115



<サービス量の内訳>

サービス名	実績			計画		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護(時間/月)	6,295	6,888	7,766	9,098	10,257	11,555
重度訪問介護(時間/月)	12,303	13,822	13,872	13,944	14,112	14,280
同行援護(時間/月)	-	-	1,234	1,260	1,260	1,260
行動援護(時間/月)	0	4	9	30	40	50
重度障害者等包括支援(時間/月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数(時間/月)	18,598	20,714	22,881	24,332	25,669	27,145

■第2期計画の達成状況について

重度訪問介護については、利用者の増加も微増にとどまり、平成23年度においては、概ね計画通りの実績となっていますが、居宅介護については各年度とも計画を下回っています。これは、第2期計画作成の際、比較的利用時間の長い身体障がい者の実績等を参考に全体のサービス量を見込んだものの、実際は利用時間の短い精神障がい者の利用の伸びが大きかったためと考えられます。

②生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。

必要量見込の推計方法

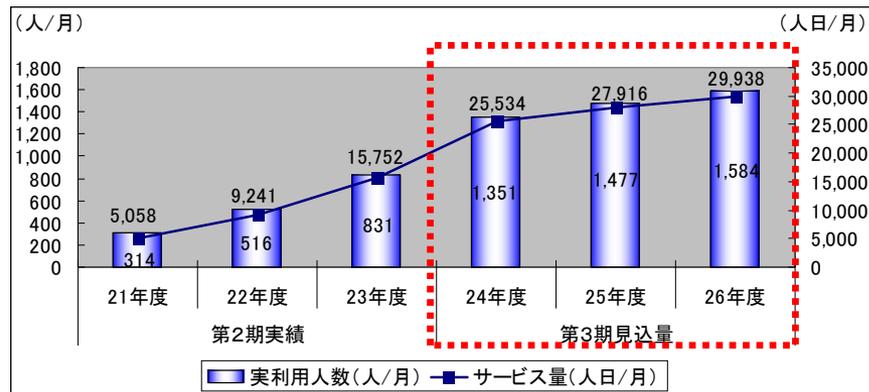
現利用者数及び特別支援学校卒業予定者の利用意向等から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(18.9日)を乗じてサービス量の見込みを算出

【必要量見込みに関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

■第2期計画の達成状況について

生活介護については、新体系移行に伴い利用人数、サービス量共に着実に増加していますが、平成23年度においては計画を下回っています。要因としては、平成23年度の計画数値については、年度当初からの体系移行を前提に算出していましたが、実際には、事業所の指定が年度の後半や平成24年4月の移行にずれ込んだことなどが考えられます。



③自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行う。

必要量見込の推計方法

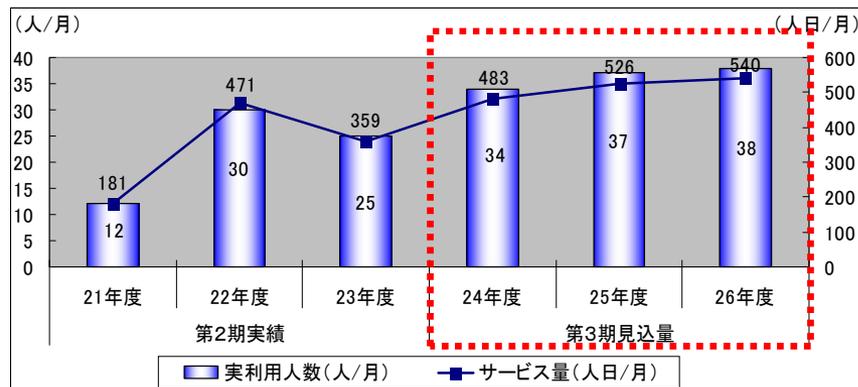
現利用者数と特別支援学校卒業予定者の利用意向から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(14.2日)を乗じてサービス量の見込みを算出

【必要量見込みに関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

■第2期計画の達成状況について

計画数値については、平成20年度に実施した施設移行調査や新規利用の増加などを踏まえ設定しました。平成22年度実績については、30名の定員を持つ専門の施設が体系移行し、利用人数、サービス量共に大幅に増加しましたが、当該サービスの標準利用期間が1年半であるため、利用後は在宅サービスなど別の福祉サービス利用につながったことのほか、新規利用(自然増)が想定より伸びなかったため、平成23年度については減少に転じたものです。



④ 自立訓練(生活訓練)

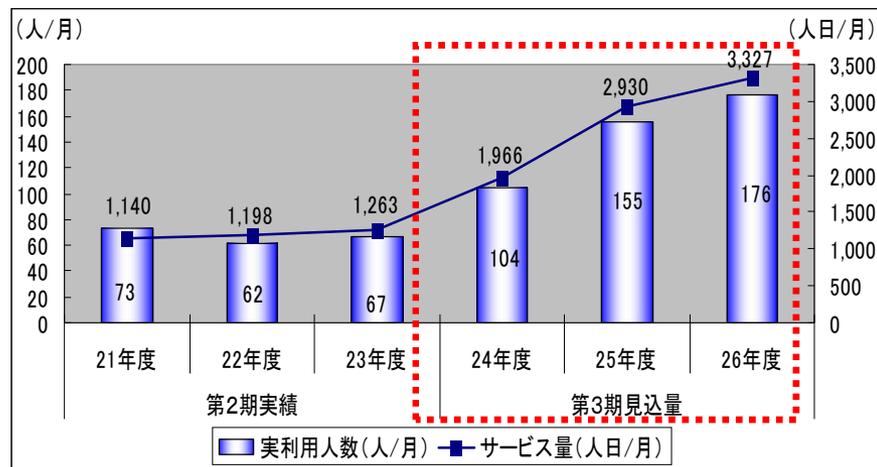
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う。

必要量見込の推計方法

現利用者数と特別支援学校卒業予定者の利用意向及び入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(18.9日)を乗じてサービス量の見込みを算出

【必要量見込みに関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



■ 第2期計画の達成状況について

計画数値については、平成20年度に実施した施設移行調査や新規利用の増加などを踏まえ設定しました。実績については、自立訓練(機能訓練)同様、標準利用期間(2年)設定の影響のほか、新規利用が想定より伸びなかったことなどから、実利用人数は横ばいで、サービス量については、緩やかな伸びにとどまっております。

⑤ 就労移行支援

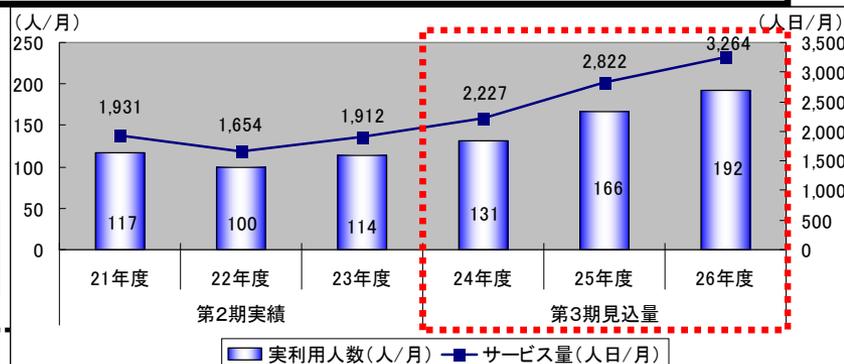
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行う。

必要量見込の推計方法

現利用者数と特別支援学校卒業予定者の利用意向及び入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(17.0日)を乗じてサービス量の見込みを算出

【必要量見込みに関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用時間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



■ 第2期計画の達成状況について

就労移行支援については、いずれの年度も計画を下回っています。要因としては、標準利用期間を終了し、就労継続支援A型などの他の福祉サービスへ移行したり、就職によりサービスを終了した人が多かったためと考えられます。

⑥就労継続支援(A型)

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行う。 ※A型(雇用型)は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う。

必要量見込の推計方法

現利用者数と過去の伸び(自然増0.3%)、特別支援学校卒業予定者の利用意向及び入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(18.9日)を乗じてサービス量の見込みを算出

【必要量見込に関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、平成26年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。

⑦就労継続支援(B型)

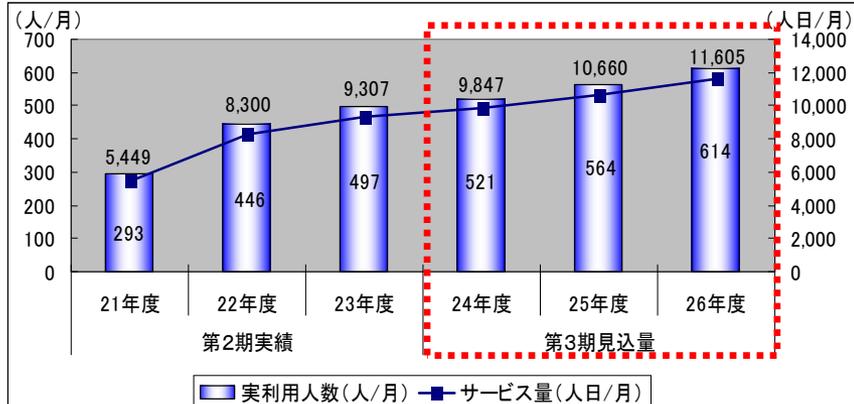
一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行う。
※B型(非雇用型)は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行う(雇用契約は締結しない)。

必要量見込の推計方法

現利用者数と過去の伸び(自然増0.4%)、特別支援学校卒業予定者の利用意向及び入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(16.4日)を乗じてサービス量の見込みを算出

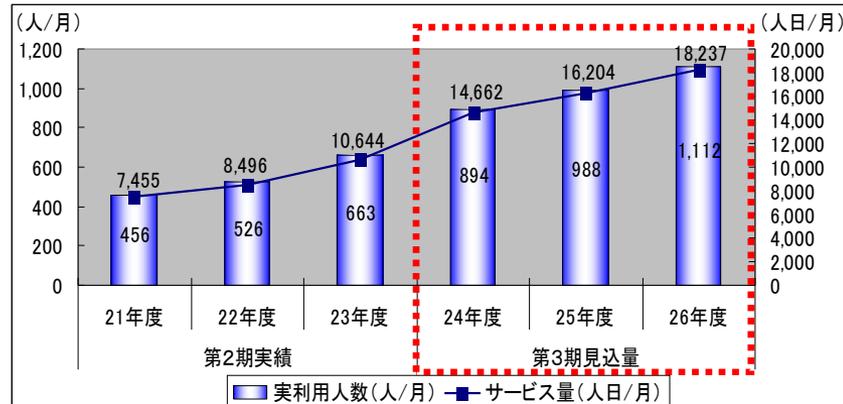
【必要量見込に関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



■第2期計画の達成状況について

就労継続支援(A型)については、いずれの年度も計画を上回っています。要因としては、事業所の新規指定の増加により供給量が増加したためと考えられます。



■第2期計画の達成状況について

就労継続支援B型については、新体系移行に伴い利用人数、サービス量共に着実に増加していますが、各年度における計画数値を下回っています。要因としては、事業所の新規指定が少なかったことから、新規利用(自然増)が想定より伸びなかったことなどが考えられます。

⑧療養介護

所定の障害程度区分を有し、医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行う。

必要量見込の推計方法

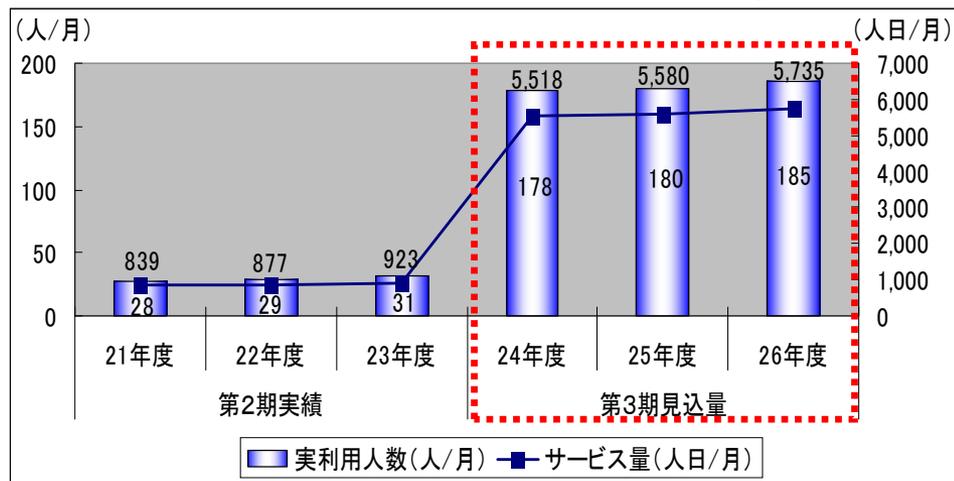
現利用者数から実利用人数の見込みを算出し、その数値に暦日数を乗じてサービス量の見込みを算出する。また、平成24年度以降、重症心身障害児施設に入所していた18歳以上の利用者について、療養介護への移行者を加えて算出

【必要量見込に関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

■第2期計画の達成状況について

療養介護について、いずれの年度も概ね計画通りの実績となっています。



⑨短期入所

介護者が病気等の理由により、一時的に介護できなくなった場合等に、短期間、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行う。

必要量見込の推計方法

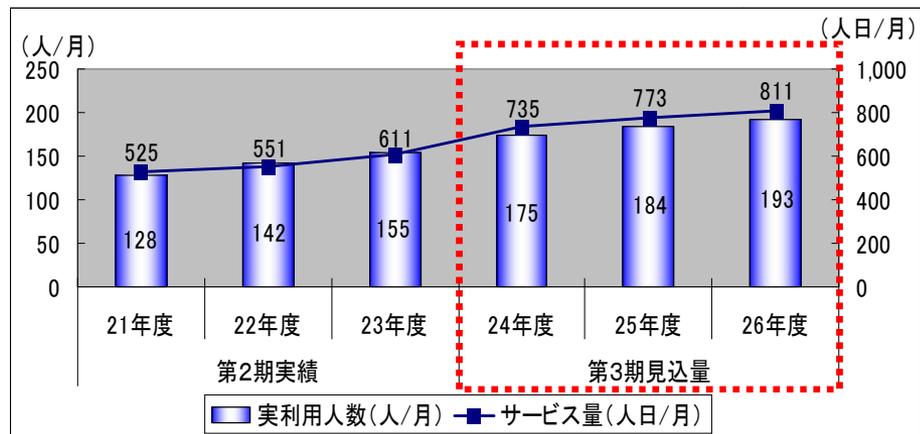
現利用者数と過去の伸び(0.4%)から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(4.2日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

【必要量見込に関する国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者及びサービス量の見込みを定める。

■第2期計画の達成状況について

短期入所については、利用人数、サービス量共に着実に増加していますが、各年度における計画数値を下回っています。要因としては、新規利用(自然増)が想定より伸びなかったことなどが考えられます。



⑩共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

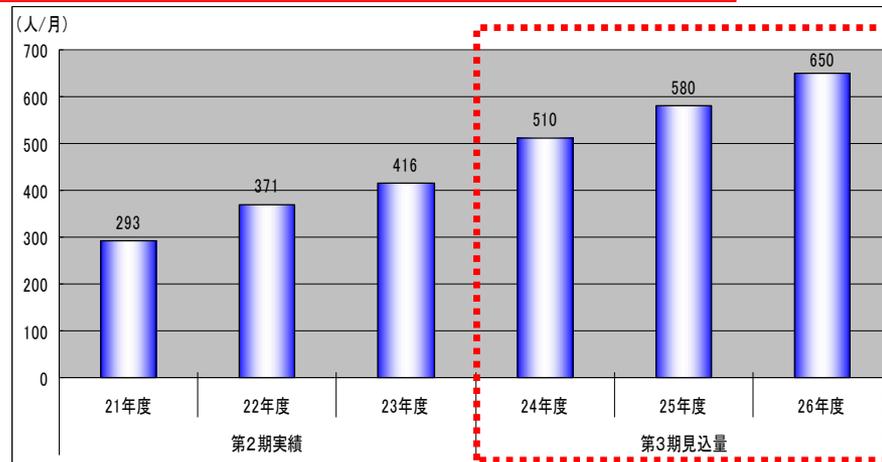
共同生活援助(グループホーム): 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行う。共同生活介護(ケアホーム): 共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

必要量見込の推計方法

現利用者数と待機予定者数及び入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等から、実利用人数の見込みを算出

【必要量見込みに関する国の基本指針】

福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。



■第2期計画の達成状況について

共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)については、利用人数、サービス量共に着実に増加していますが、各年度における計画数値を下回っています。これは、軽度の障害者の入所期限を平成24年3月までとした国の取り扱いが、計画策定後に平成24年4月以降も引き続き入所可能と変更されたため、当該サービスの利用が伸びなかったものと考えられます。

⑪施設入所支援

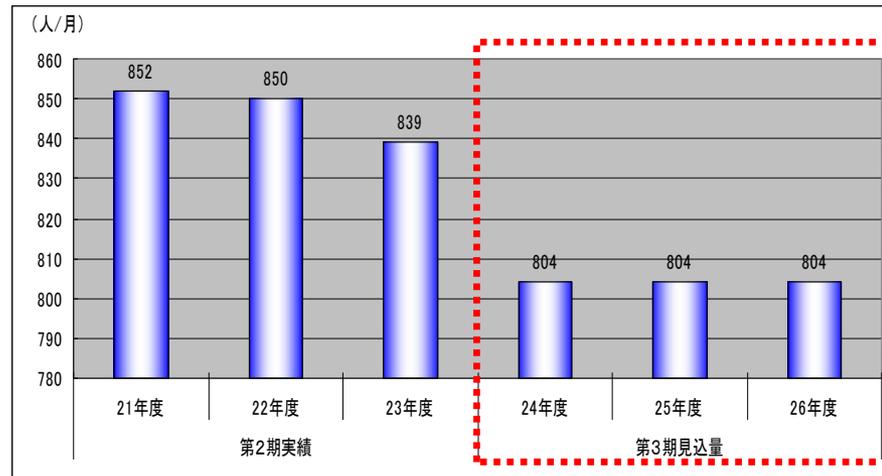
施設入所者に対して、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

必要量見込の推計方法

現利用者数のうち退所可能者がいるものの、入所待機者も79人(平成24年1月現在)いるため、今後の入所者数は同数で見込む。

【必要量見込みに関する国の基本指針】

平成17年10月1日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。なお、当該見込数は、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。



■第2期計画の達成状況について

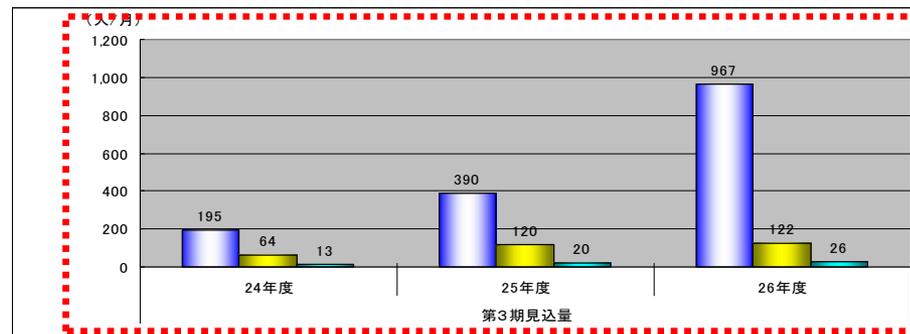
施設入所支援について、いずれの年度も概ね計画通りの実績となっています。

⑫相談支援

障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行う。

必要量見込の推計方法

- ①計画相談支援：国の基本指針を基に算出
- ②地域相談支援：国の基本指針及び県から示された入院中の精神障害者の地域移行に係る見込量を基に算出



【必要量見込みに関する国の基本指針】

- ・ **計画相談支援**：障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。
- ・ **地域相談支援（地域移行支援に限る。）**：施設入所者の数、入院中の精神障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
- ・ **地域相談支援（地域定着支援に限る。）**：居宅において、単身である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

	第2期実績			第3期見込量		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援（人/月）	—	—	—	195	390	967
地域移行支援（人/月）	—	—	—	64	120	122
地域定着支援（人/月）	—	—	—	13	20	26

地域生活支援事業の必要量見込み

○国の基本指針も踏まえ、過去の利用実績からの伸び、障がい者アンケート調査によるサービス利用意向、事業所への意向調査等により見込量を算出。

事業名		実施箇所数及び利用者数				
		単位	平成23年度 利用実績	平成24年度 見込み	平成25年度 見込み	平成26年度 見込み
(1)相談支援事業	① 障がい者相談支援事業	カ所	14カ所	15カ所	16カ所	16カ所
	② 市町村相談支援機能強化事業	実施	有	有	有	有
(2)成年後見制度利用支援事業		人/年	2人/年	2人/年	2人/年	2人/年
(3)コミュニケーション支援事業	① 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	人/年	2,097人/年	2,000人/年	2,000人/年	2,000人/年
	② 手話通訳者設置事業	人	2人	6人	6人	6人
(4)日常生活用具給付等事業	①介護訓練支援用具	件/年	24件/年	25件/年	25件/年	25件/年
	②自立生活支援用具	件/年	166件/年	138件/年	138件/年	138件/年
	③在宅療養等支援用具	件/年	78件/年	60件/年	60件/年	60件/年
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	141件/年	109件/年	109件/年	109件/年
	⑤排泄管理支援用具	件/年	9,875件/年	12,261件/年	13,732件/年	15,380件/年
	⑥住宅改修費	件/年	30件/年	22件/年	22件/年	22件/年
(5)移動支援事業		人/月 時間/月	90人/月 860時間/月	36人/月 233時間/月	36人/月 233時間/月	36人/月 233時間/月
(6)地域活動支援センター機能強化事業	①地域活動支援センターⅠ型	カ所	8カ所	8カ所	8カ所	8カ所
		人/日	116人/日	160人/日	160人/日	160人/日
	②地域活動支援センターⅡ型	カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
		人/日	17人/日	25人/日	25人/日	25人/日
	③地域活動支援センターⅢ型	カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
		人/日	18人/日	20人/日	20人/日	20人/日
(7)発達障がい者支援センター運営事業		カ所	—	1カ所	1カ所	1カ所
		人/日	—	4人/日	4人/日	4人/日
(8)障がい児等療育支援事業		カ所	7ヶ所	5カ所	5カ所	5カ所
(9)日中一時支援事業		人/月	217人/月	218人/月	218人/月	218人/月
(10)重度身体障がい者用自動車改造費助成事業		件/年	34件/年	30件/年	30件/年	30件/年
(11)障がい者自動車運転免許取得費助成事業		件/年	20件/年	25件/年	25件/年	25件/年
(12)福祉ホーム事業運営費助成 ※()内は助成対象施設のうち、熊本市内にある施設数		カ所	5(3)カ所	5(3)カ所	5(3)カ所	5(3)カ所
		人	38人	40人	40人	40人
(13)訪問入浴サービス事業		人/月	16人/月	19人/月	19人/月	19人/月
(14)知的障がい者職親委託		人/年	0人/年	1人/年	1人/年	1人/年
(15)生活支援事業(視覚障がい者の生活訓練)		人/年	119人/年	115人/年	115人/年	115人/年
(16)就職支度金支給事業		人/年	25人/年	30人/年	30人/年	30人/年
(17)手話通訳者及び要約筆記者養成事業		人/年	71人/年	90人/年	90人/年	90人/年

地域生活支援事業の利用実績及び今後の必要量見込み

1 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行う事業。

市町村相談支援機能強化事業は、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(ケアマネジメント従事者)を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①障がい者相談支援事業	カ所	12	14	14	15	16	16
②市町村相談支援機能強化事業	実施	有	有	有	有	有	有

2 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用の有効性が認められる身寄りのない重度の知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため申し立てに要する経費及び後見人の報酬の全部又は一部を助成する。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	2	2	2	2

3 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳者設置事業

手話通訳者を福祉事務所等に設置し、聴覚障がい者等の相談等について、意思伝達の仲介を行う事業。

(2) 手話通訳者派遣事業

手話通訳者を派遣することで、聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するとともに、市民に対して手話の技法を広め、聴覚障がいに対する理解を深める。

(3) 要約筆記者派遣事業

手話取得が困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段として要約筆記者を派遣することで、聴覚障がい者の社会参加を積極的に促進させる。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	人/年	1,815	1,868	2,097	2,000	2,000	2,000
②手話通訳者設置事業	人	2	2	2	6	6	6

4 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行う。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①介護訓練支援用具	件/年	23	30	24	25	25	25
②自立生活支援用具	件/年	101	156	166	138	138	138
③在宅療養等支援用具	件/年	51	65	78	60	60	60
④情報・意思疎通支援用具	件/年	105	121	141	109	109	109
⑤排泄管理支援用具	件/年	8,697	9,152	9,875	12,261	13,732	15,380
⑥住宅改修費	件/年	17	24	30	22	22	22

5 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、円滑に外出できるよう、移動を支援する。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	人/月	153	139	90	36	36	36
	時間/月	1,518	1,400	860	233	233	233

6 地域活動支援センター機能強化事業

(1) 地域活動支援センター（Ⅰ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等を行うとともに、あわせて相談支援事業について実施する。

(2) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

(3) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、通所による援護事業を実施する。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①地域活動支援センター（Ⅰ型）	カ所	8	8	8	8	8	8
	人/日	135	121	116	160	160	160
②地域活動支援センター（Ⅱ型）	カ所	1	1	1	1	1	1
	人/日	22	16	17	25	25	25
③地域活動支援センター（Ⅲ型）	カ所	1	2	2	2	2	2
	人/日	11	18	18	20	20	20

7 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、発達障がい者及びその家族等に対する相談支援や発達支援、就労支援等を行う。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
発達障がい者支援センター	カ所	—	—	—	1	1	1
	人/日	—	—	—	4	4	4

8 障がい児等療育支援事業

(1) 在宅支援訪問療育等支援事業

相談や指導を希望する在宅障がい児(者)の家庭を訪問し、相談・指導及び健康診査等を行う。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障がい児(者)及び保護者に対し、外来での各種相談及び指導を行う。

(3) 施設支援一般指導事業

障がい児保育や教育を行う保育等の職員に対し、在宅障がい児(者)の療育に関する技術の指導を行う。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障がい児等療育支援事業	カ所	7	7	7	5	5	5

9 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保する。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	人/月	236	236	217	218	218	218

10 重度身体障がい者自動車改造費助成事業

障がい者が自ら運転する自動車の操向装置・駆動装置の改造を必要としている者に、その費用の一部を助成する(限度額10万円)

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
重度身体障がい者用自動車改造費助成	件/年	28	23	34	30	30	30

11 障がい者自動車運転免許取得費助成

障がい者が運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成する。(限度額10万円)

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障がい者自動車運転免許取得費助成	件/年	5	13	20	25	25	25

12 福祉ホーム事業運営費助成

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
福祉ホーム事業運営費助成	カ所	3(1)	5(3)	5(3)	5(3)	5(3)	5(3)
	人	11	40	38	40	40	40

13 訪問入浴サービス事業

障がい者等の居宅を訪問して浴槽を提供し、障がい者の身体の清潔保持等のため入浴の介護を行う。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス事業	人/月	21	20	16	19	19	19

14 知的障がい者職親委託

知的障がい者の自立更生を図るため、事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
知的障がい者職親委託	人/年	0	0	0	1	1	1

15 生活支援事業(視覚障がい者の生活訓練)

障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者を対象に日常生活上必要な訓練・指導を行う。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活支援事業	人/年	109	135	119	115	115	115

16 就職支度金支給事業

就労移行支援若しくは就労継続支援事業所の行う事業を利用して、障がい者が就労等により自立する場合、就職支度金を支給する。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就職支度金支給事業	人/年	10	28	25	30	30	30

17 手話通訳者及び要約筆記者養成事業

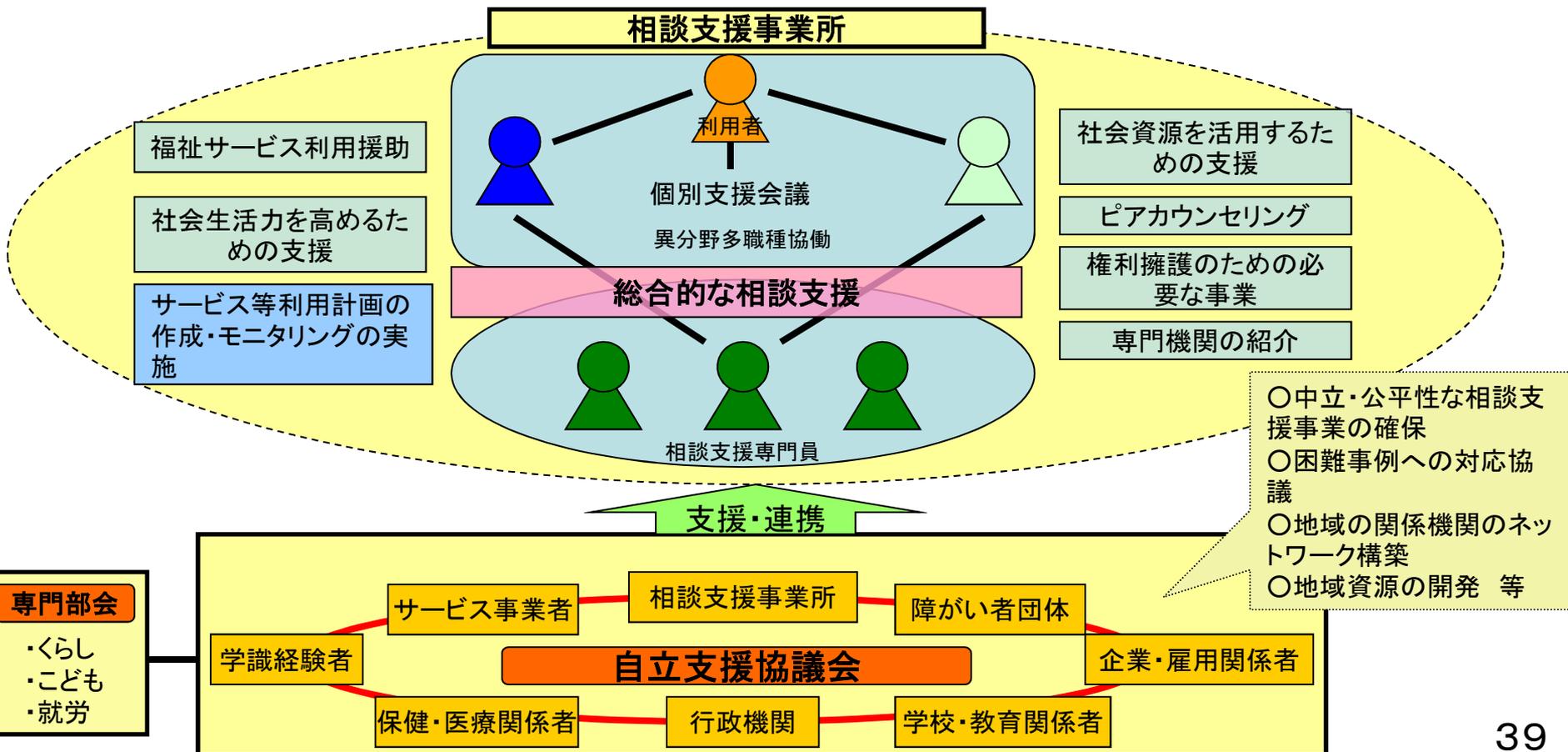
手話通訳者及び要約筆記者を養成することで、聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を促進する。

事業名	単位	第2期実績			第3期見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
手話通訳者及び要約筆記者養成事業	人/年	86	86	71	90	90	90

相談支援事業について

- 障害者相談支援事業は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する市町村が行う地域生活支援事業の一つ(必須事業)。
- 具体的には、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。
- また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

障害者相談支援事業のイメージ



相談支援の類型について

相談支援

地域相談支援【者】 (個別給付)

○地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等

○地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等

基本相談支援【者・児】 (交付税)

障がい者・障がい児からの相談。

計画相談支援【者】 障害児相談支援【児】 (個別給付)

○サービス利用支援【者】／ 障害児支援利用援助【児】

・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成。
・支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成。

○継続サービス利用支援【者】／ 継続障害児支援利用援助【児】

・厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画・障害児支援利用計画の見直しを行う(モニタリング)。
・サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

一般相談支援事業者(者・児)

特定相談支援事業者(者・児)

※ 障がい児に係る特定相談支援事業者については、居宅サービスに関する障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助並びに基本相談支援を行うものである。

※ 通所サービスに関する障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助のみを行う者を「障害児相談支援事業者」と呼ぶ。

※ 障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児利用支援計画の作成の対象外。

相談支援事業の指定について

H23年度まで

県が指定

**指定相談
支援事業所**

- ・入所施設から退所する際、一定期間集中的な支援が必要な者などで、市町村が必要と認めた者など、限定的な場合において、支給決定後のプランニングを実施。
- ・本市においてはこれまで実績なし。

H24年度以降

権限移譲により市が指定

いわゆるケアプランを
作成する事業所

**指定一般
相談
支援事業所**

- ・地域移行支援、地域定着支援の実施

※入所している障害者や長期入院の精神障害者が地域で生活するための支援を実施。

**指定特定
相談
支援事業所**

- ・18歳以上の障害者のサービスにかかるプランニング、モニタリングを実施。

・根拠法令は障害者自立支援法。

**指定障害児
相談
支援事業所**

- ・18歳未満の障害児のサービスにかかるプランニング、モニタリングを実施。

・根拠法令は児童福祉法。

※一部の相談支援事業所は、日常生活上の支援を必要とする障がいのある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談業務を実施。
当該相談業務は、上記サービス給付とは別に、市町村事業である地域生活支援事業として位置づけられており、給付ではなく一定額の補助金が交付されている。

(指定パターンについて)
「障害児」の指定を受けるに当たっては、「特定」の指定も合わせて行うこと。
なお、それ以外の組み合わせは自由。
→ 3つ全部、一般+特定、特定のみ、一般のみ

相談支援事業の指定について(指定基準・報酬等)

主な指定基準等

(1) 人員配置基準

ア. 管理者

- ・ただし、事業所における他の職種兼務可。下記相談支援専門員のほか、併設する他の事業所の職員等

イ. 相談支援専門員

- ・相談支援業務あるいは介護等業務の経験等、一定期間以上の資格要件有。
- ・事業所ごとに1名以上置く。
- ・常勤、非常勤の別は問わない
- ・原則専従だが、業務に支障がない場合、他の職務が可能な場合有

(2) 運営基準

ア. 提供拒否の禁止

- ・正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んではならない
- ・正当な理由とは、事業所の従業員数から、利用申し込みに応じきれない、利用申込者の居住地が、事業所の運営規定で定める「通常の実施地域外」他
- ・正当な理由で、自ら相談支援を提供できない場合は、他の事業所の紹介等適切な措置を講じるよう義務付け。

報酬

- ・プランニング 16,000円／件(新規、更新、変更時)
- ・モニタリング 13,000円／件

(障害福祉サービス、障害児通所支援・・・新規又は変更時の利用開始から3ヶ月間は毎月、以降6ヶ月毎)
(施設入所支援、療養介護等・・・新規又は変更時の利用開始から3ヶ月間は毎月、以降12ヶ月毎)

計画相談支援について

本市では10月申請分から開始を予定

(目的)

- 障がい福祉サービスの利用に際し、介護保険同様ケアプラン(サービス等利用計画)を作成し、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援。
従前…入所施設から退所する際、一定期間集中的な支援が必要な者などで、市町村が必要と認めた者など、限定的な運用。
変更後…すべての利用者に対し作成

(実施時期)

- 10月のサービス申請分から実施予定。

- 実施に当たっては、事業者、相談支援専門員の確保や、利用者等へのプロセスについて周知が必要。

H24.6.13及び25 相談支援事業所に対する本市ガイドライン(支給決定基準)の説明
H24.8.7(予定) 相談支援事業所に対する計画相談支援の詳細運用等説明
H24.8.16(予定) サービス事業所に対する計画相談支援の詳細運用等説明

- また、実際に支給決定事務を行う各区役所福祉課職員に対しても月2回程度の研修を実施。

(対象者の拡大予定)

平成24年度 各サービスの新規利用者、施設入所支援に係る更新申請者
平成25年度 訪問系サービスの申請者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護等)
平成26年度 すべての申請者(通所系利用者)

計画相談支援等の想定件数

基本的方針

- ① 平成24年10月からの取り組み
- ② 現実的に対応可能な段階的拡大
- ③ 専門員の担当ケース（想定）=40件/人

【①及び②について】
利用者、利用希望者等に対し、支給決定プロセスの周知期間が必要。

事業者、相談支援専門員の数を急に確保することが困難なため、準備期間を考慮。

参考

【平成22年国保連データ】熊本県の状況
相談支援専門員研修修了者数...678人
相談支援事業者配置数...89人

【厚生労働省障害者保健福祉推進事業】
相談支援専門員の主担当ケース数
全国平均...約40件

拡大（案）

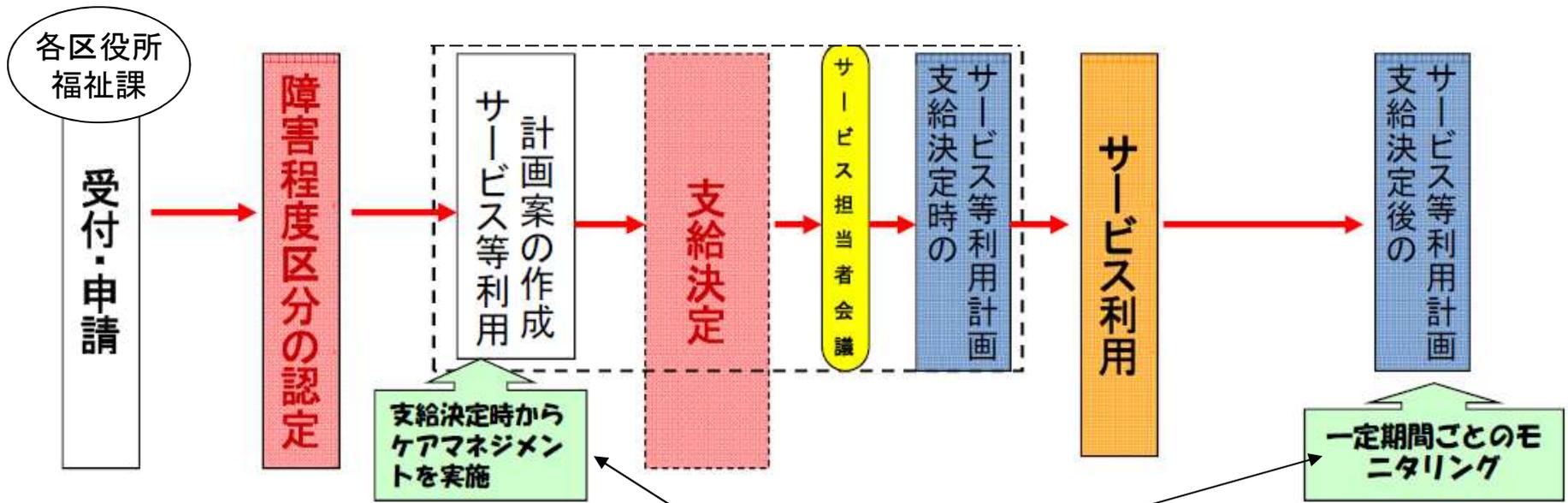
平成24年10

平成25年4月

平成26年4月

	平成24年10	平成25年4月	平成26年4月
拡大の考え方	新規利用者 180人 施設入所者（更新含む） 420人	前年度拡大対象 600人 前年度余り（半年分） 600人 ヘルパー利用（全件） 1,100人	前年度拡大対象 2,300人 通所及び短期入所利用者（全件） 3,400人
プラン又はモニタリング 対象実人数等	約600人 ※ 1200人/年の半数 平成26年度に対する達成率 約11%	約2,300人 達成率 約40%	約5,700人 達成率 100%
相談支援専門員の必要 人員（想定）	約15人	約58人	約143人

支給決定プロセスの変化



～ これまでの取り扱い ～

- ・サービス利用を希望する障がい者は区役所の福祉課に申請。
- ・本人や家族などから、サービスの利用意向を聴取しながら、障害程度区分調査を踏まえ、障害程度区分の認定を実施。
- ・本人の意向や現状、障害程度区分などを踏まえた支給決定を行い、サービスの利用を開始。

～H24.10月から相談支援事業所の役割が増加～

- ・指定相談支援事業所による「サービス等利用計画(案)」を基に各区役所で支給決定を行う。
- ・その後、指定相談支援事業者はサービス事業者との連絡調整やサービス担当者会議を踏まえ「サービス等利用計画」を確定。
- ・また、サービス利用後においても、一定期間毎に利用者の居宅訪問等による面接を通じたモニタリングを指定相談支援事業所において実施。

熊本市における障がい者虐待防止対策について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）の施行（平成24年10月1日）に伴い、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等を推進するため、本市においても、虐待の通報・届出の受付等を行う熊本市障がい者虐待防止センターの設置など、障がい者虐待防止対策を実施する。

熊本市における障がい者虐待防止対策の実施に当たっての基本的な視点及び対応

<基本的な視点>

①障がい者虐待の未然防止

②障がい者虐待の早期発見

③障がい者虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応

<基本的な対応>

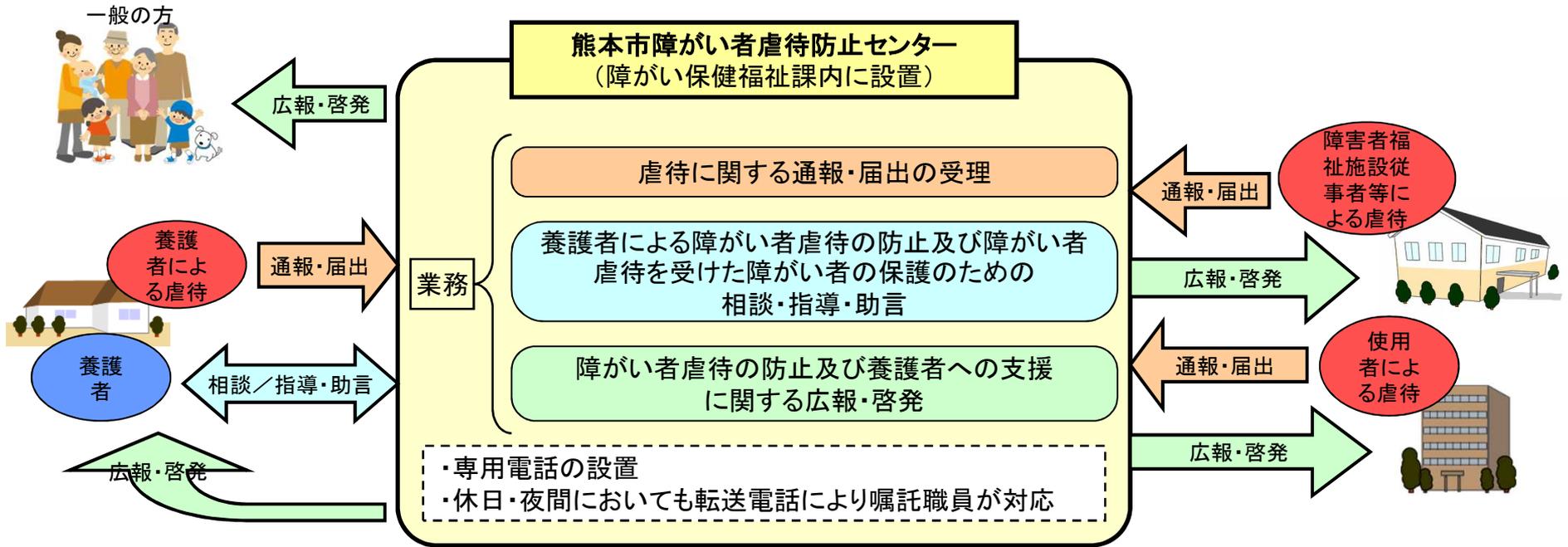
- 障がい者虐待に関する知識・理解の啓発
- 未然防止のための関係機関とのネットワークの構築
- 養護者への支援
- 障害者福祉施設・使用者等への虐待の未然防止のための各種取組の推奨

- 障害者虐待防止法に基づく通報義務の周知
- 早期発見のためのネットワークの構築

- 障害者虐待防止法に基づく各種取組の実施
 - ・相談、通報・届出の受付
 - ・事実確認・訪問調査
 - ・障害者自立支援法などに基づく権限の行使 等
- 虐待発生時の対応（介入）及び専門機関による介入支援のためのネットワークの構築

熊本市障がい者虐待防止センターについて

障害者虐待防止法第32条第1項の規定により、市町村は、障害者福祉担当部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされていることから、本市においても、平成24年10月1日に、「熊本市障がい者虐待防止センター」を設置。



<参照条文>

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)(抄)
(市町村障害者虐待防止センター)

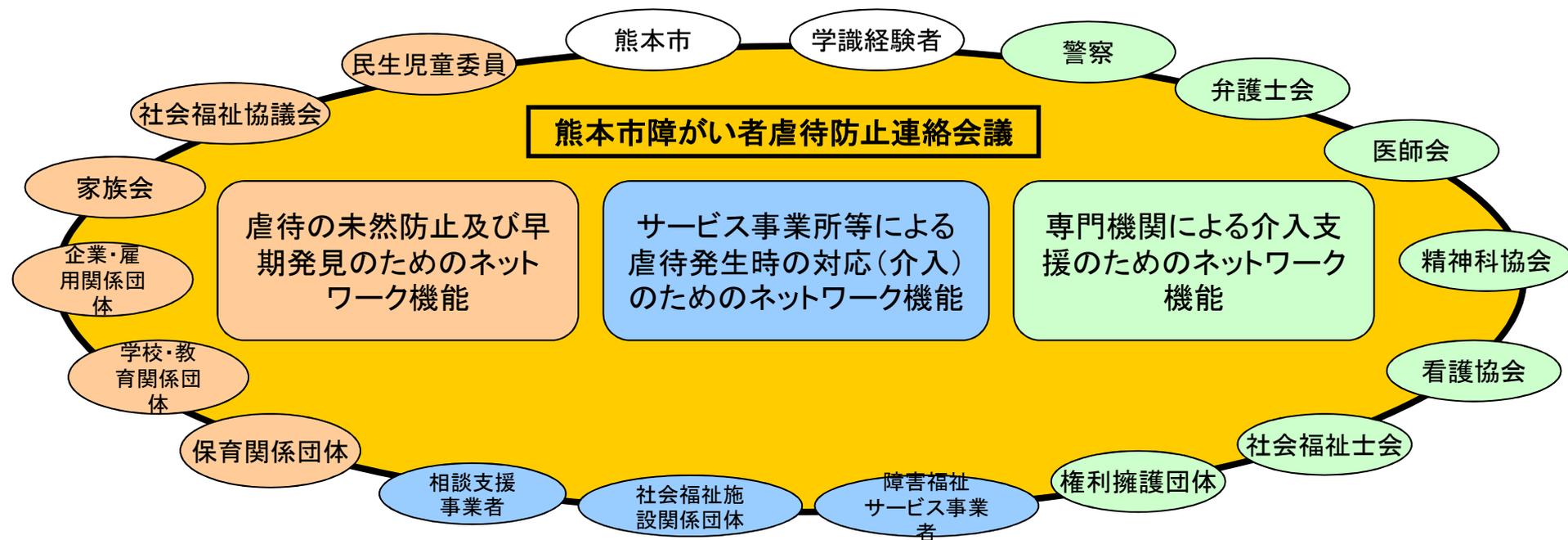
第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

熊本市障がい者虐待防止連絡会議について

障害者虐待防止法第35条の規定において、市町村は、養護者による障がい者虐待の防止、養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、関係機関等との連携協力体制を整備しなければならないとされていることを受け、熊本市における障がい者虐待防止対策を適切に実施するため、関係機関等の連携協力体制として「熊本市障がい者虐待防止連絡会議」を設置。



<参照条文>

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)(抄)
(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

◇療育支援ネットワーク会議の開催

- ・ 市域の関係機関代表者による会議を年1回開催
子ども発達支援センターの現状と課題について
熊本市療育支援ネットワーク会議の運営について
- ・ 市域の関係機関の実務者による会議を年3回開催
課題別に4つの分科会に分かれて協議を実施

◇療育研修の実施

- ・ 市域の保育園・幼稚園等の職員を対象とした支援者研修会の実施
3日間 1日目 106人
2日目 108人
3日目 96人

◇地域支援

- ・市域の保育園・幼稚園・学校をはじめ療育関係施設の職員を対象とした
ステップアップ研修会の実施 …延べ291人
- ・発達障がい児等への理解と支援にむけた市民講演会の実施 …延べ482人

◇障がい児等療育支援事業

在宅の障がい者及び障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るため実施

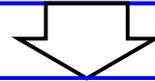
[実施事業所 7事業所]

- ・在宅支援訪問療育等指導 139件
- ・在宅支援外来療育等指導 3,355件
- ・施設支援一般指導 104件

保健と医療サービスの適切な提供

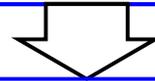
現状と課題

- ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションが、地域においても継続して受けられる体制を整備する必要。
- 医療機関と保健・福祉サービス提供機関との相互の連携強化が求められている。
- 精神科デイケア実施期間との連携を強化し、利用者サービスの向上を図る必要。



取組

- ライフステージに応じて一貫した医療やリハビリテーションが、地域において継続して受けられる体制を整備



具体的な取組

- 各種医療費助成(育成医療費助成、更生医療費助成、重度心身障害者医療費助成、精神通院医療費助成)の実施
- 障害者福祉センター(希望荘)等の活用による地域リハビリテーションサービスの提供
- 難病対策の推進
- 精神保健福祉サービスの充実(集団精神療法、作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関や地域活動支援センター等と連携した精神保健福祉サービスの充実)
- 社会的ひきこもりへの対策

こころの健康センターの開設(平成24年4月)

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づく精神保健福祉センターとして、平成24年4月に開設。市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを実施。

(1)精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なもの。心の健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施。必要な場合は訪問相談や診療を実施。

(2)人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

(3)普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を実施。

(4)組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

(5)関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

(6)自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防相談会、電話相談等の普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

(7)就労準備デイ・ケア

統合失調症の者を対象に認知機能リハビリテーションや自己管理プログラム等を実施し、さらにハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら一般就労への促進を図る(平成24年10月から実施)。

(8)自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

(9)精神医療審査会

精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の審査、精神科病院からの報告書類の審査。

◇ 相談支援体制

①精神科医師による相談

保健福祉センター毎に精神科医（嘱託）による相談日を毎月1回設け、早期治療も含めた必要な援助を行っています。

※平成24年度からは、各区役所で引き続き援助を行っていきます。

心の健康相談件数（延件数）

年度	中央	東	西	北	南	合計
平成19年度	15件	13件	17件	21件	11件	77件
平成20年度	5件	11件	18件	24件	12件	70件
平成21年度	18件	9件	6件	26件	13件	72件
平成22年度	16件	18件	19件	16件	10件	79件
平成23年度	10件	18件	9件	17件	14件	68件

②保健師等による相談

こころの問題や病気、障がい者の社会復帰などについて、保健師等が面接や電話による相談、訪問相談を行っています。

※平成24年度からは、区役所、精神保健福祉室(保健所)で引き続き支援を行っています。

面接相談延件数

(件)

年度	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計
平成21年度	77	791	58	11	16	287	371	1,611
平成22年度	82	657	47	4	16	288	277	1,371
平成23年度	49	453	52	5	9	331	340	1,239
中央	5	89	2	0	1	24	88	209
東	5	81	7	0	1	22	66	182
西	4	83	0	0	1	2	5	95
南	5	29	6	0	1	32	67	140
北	23	84	30	1	4	207	13	362
保健所	7	87	7	4	1	44	101	251

②保健師等による相談

こころの問題や病気、障がい者の社会復帰などについて、保健師等が面接や電話による相談、訪問支援を行っています。※平成24年度からは、区役所、精神保健福祉室(保健所)で引き続き支援を行っていきます。

電話相談件数

年度	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計	(件)
平成21年度	251	2,652	181	63	64	1,196	3,185	7,592	
平成22年度	245	2,319	254	24	32	991	5,028	8,893	
平成23年度	138	1,314	250	12	43	1,345	5,127	8,229	
中央	18	161	21	0	6	39	111	356	
東	3	142	9	0	0	77	84	315	
西	13	341	0	0	4	12	34	404	
南	28	109	19	2	16	175	329	678	
北	66	212	189	4	10	782	29	1,292	
保健所	10	349	12	6	7	260	4,540	5,184	

訪問相談延件数

年度	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計	(件)
平成21年度	145	429	63	0	59	273	257	1,226	
平成22年度	136	496	90	9	19	337	200	1,287	
平成23年度	89	525	80	2	26	284	302	1,308	
中央	5	100	28	1	3	41	53	231	
東	21	81	3	0	1	29	56	191	
西	20	151	14	0	2	9	11	207	
南	20	58	17	0	9	50	116	270	
北	21	95	18	1	4	94	27	260	
保健所	2	40	0	0	7	61	39	149	

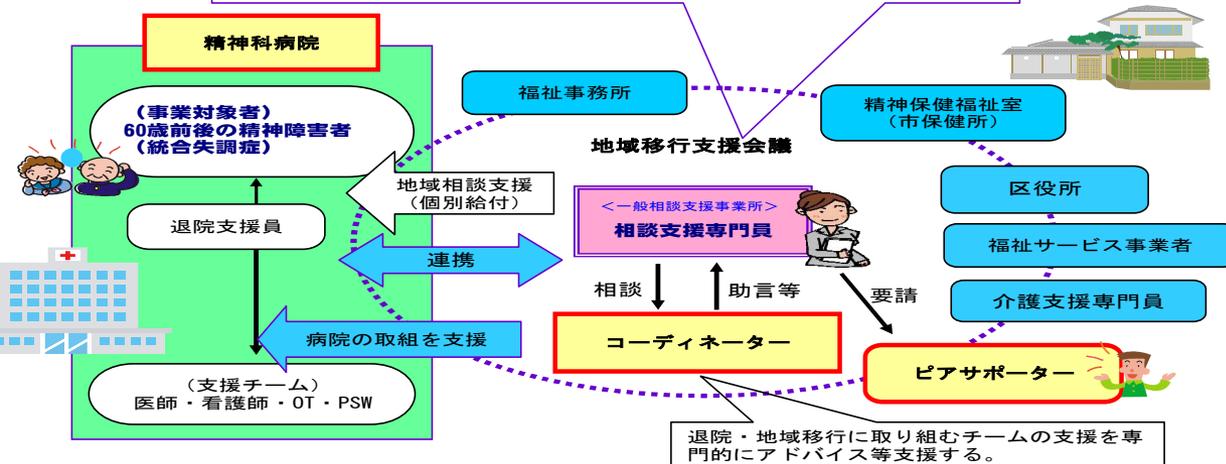
精神障害者地域生活移行支援事業

- 平成17年度より地域生活支援事業に取り組み、実態調査や地域への啓発研修会、関係者で協議する地域生活体制検討会、精神保健福祉マップの作成等を実施(市単独)
- 平成20年度より県の委託を受け、長期入院者の退院支援について協議・検討を行う地域移行支援会議を設置するとともに(県の委託は平成23年度まで)、当事者支援を行うピアサポーターの育成にも取り組んでいるところ。
- 平成24年度は、指定都市移行に伴い、地域移行支援会議に加え下記の新規事業により事業を実施。

<新規事業>

- ①コーディネーターの配置・・・関係機関への助言・指導、必要な資源や体制整備のとりまとめを行う調整役
- ②ピアサポーターの活用・・・専門職ではない、当事者による当事者支援
- ③高齢入院患者地域支援事業・・・高齢入院患者に対して、院内外の連携による包括的な退院支援

- ・医療関係者、相談支援事業所、民生委員、当事者団体等により構成
- ・年3回実施
- <協議内容>
- ・対象者の決定、体制整備の調整
- ・事業推進に係る課題の把握、困難事例解決の検討
- ・事業評価→自立支援協議会報告



□平成23年度実績
 ○対象者:6人(うち新 4人)
 (退院 5人 継続調整中 1人 中止 0人)

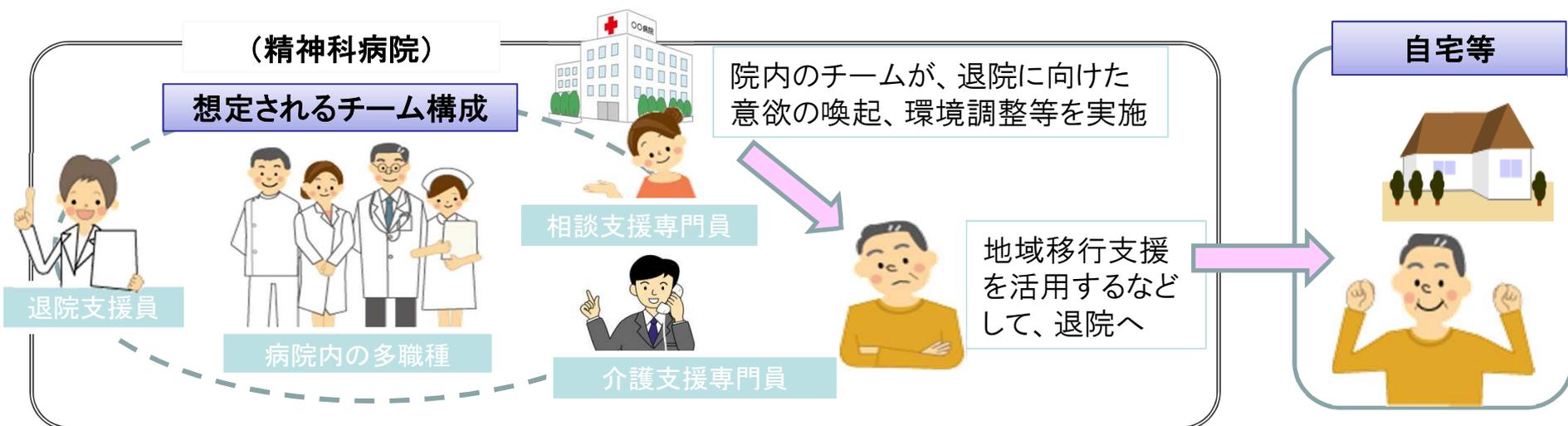
高齢入院患者地域支援事業について

【現状】

- ・ 全国ベースで、65歳以上の入院患者が45.4%、うち5年以上の入院患者は39.7%（平成19年厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課調べ）
 - ※5年以上かつ65歳以上の入院患者の多くは、統合失調症患者。
- ・ 高齢精神障害者に特化した退院支援に向けた専属の職員や専門部署が設置されている病院は少なく、病院独自の取組に委ねられてきた。
- ・ 高齢精神障害者の場合、入院期間の長期化等や高齢化による生活機能や意欲の低下から、退院に向けた支援に時間や人手を要するが多い。

◆高齢入院患者地域支援事業（平成24年度予算）

- ・ 平成24年度予算において、精神障害者地域移行・地域定着支援事業のメニューとして、長期高齢の入院患者に対して、院内の専門職種と地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な支援プログラムを実施し、地域移行を目指すための事業を新設



精神科救急医療システム事業の実施

緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適正な医療が提供できるよう精神科救急医療体制の充実を図る事業(平成24年度から、県・市合同事業)。

1 精神科救急医療事業

休日・夜間の輪番制による精神科救急診療。

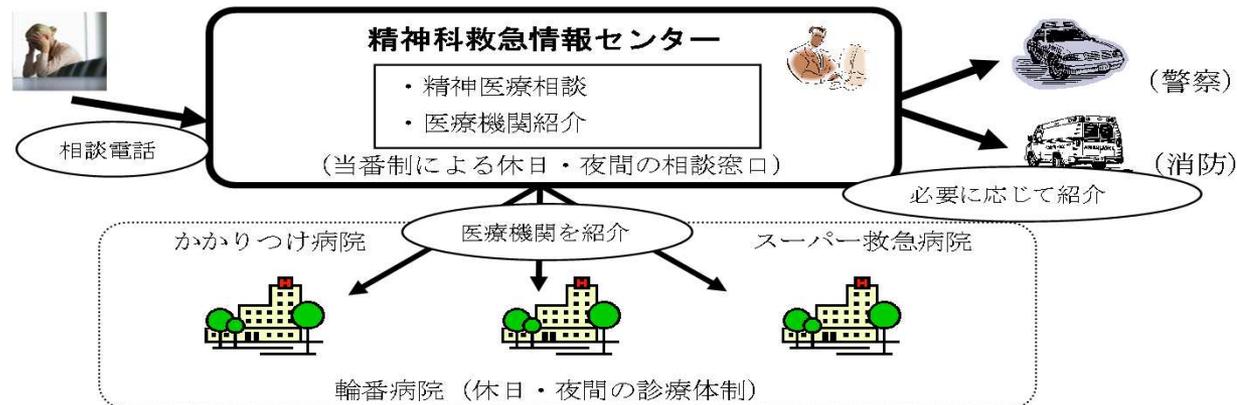
2 精神科救急情報センター事業(平成24年9月から事業開始)

休日・夜間の精神科救急医療に係る相談及び受診先病院の紹介等。

◎電話番号 096-385-9939

◎相談時間 土、日、祝日及び12月29日から1月3日:午前9時~翌日午前9時
平日(夜間のみ):午後5時~翌日午前9時

※平日昼間の電話相談は、精神保健福祉室又はこころの健康センターで対応(熊本市外は最寄りの保健所又は県精神保健福祉センター)。



社会的ひきこもり対応ネットワーク連絡会(庁内)

ひきこもり相談事業の報告・病例紹介、民間支援団体からの活動紹介

[ひきこもり訪問]

<p>目的</p>	<p>「社会的ひきこもり」への対策として、平成14年度から社会的ひきこもり対応ネットワーク連絡会を実施し、相談への対応について関係機関で検討してきた。しかし、実際の相談の現場では、対象者本人が在宅から外に出られるようになるまでの支援の必要性を確認し、平成17年度より、ひきこもり訪問相談事業実施。</p> <p>就労・就学等の自宅以外の場が長期にわたって失われているひきこもりの状態にある対象者及び家族に対し、対象者の日常生活及び社会生活等の悩みに関する相談を行うことにより、対象者等の抱える問題点の改善を図る。</p>
<p>内容</p>	<p>(1)対象者の日常生活及び社会生活等の悩みに関する相談及び助言。 (2)家族の日常生活及び対象者への対処等に関する相談及び助言。 (3)社会資源等の紹介、その他必要な相談助言。 (4)関係機関等との連絡会や事例検討会への参加。</p>
<p>訪問相談件数</p>	<p>平成19年度 45件 (実人数 20人) 平成20年度 70件 (実人数 18人) 平成21年度 89件 (実人数 27人) 平成22年度100件 (実人数 27人) 平成23年度105件 (実人数 28人)</p>

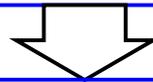
[ひきこもり家族教室]

目的	社会的ひきこもりの状態にある対象者の家族同士で集う場を設け対象者の生活面に関する相談や家族としての関わり方などについて、意見交換や情報交換、助言により家族の悩みの改善を図る。(平成18年度から実施)
参加者数	平成19年度 11回 67人(延参加者数)
	平成20年度 12回 70人(延参加者数)
	平成21年度 12回 48人(延参加者数)
	平成22年度 12回 35人(延参加者数)
	平成23年度 12回 33人(延参加者数)

すべての人にやさしく安全なまちづくり

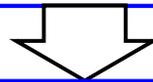
現状と課題

- 障がい者が住みなれた地域の中で自立生活を送るには、住まいの確保が必要であるため、民間住宅のバリアフリー化等の促進が求められている。
- 「すべての人にやさしく安全なまちづくり」に向けて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を踏まえ、公共建築物や道路、民間建築物等における福祉環境整備の促進を図り、総合的に福祉の視点を組み入れたまちづくりを進める必要。



取組

- 障がい者の住まいを確保し、住戸のバリアフリー化を行うなど、住環境の整備を推進。
- だれもが使い勝手の良いユニバーサルデザイン(UD)を取り入れ、計画の段階から障がいのある当事者の参画を得ながら、やさしいまちづくりを推進



具体的な取組

- 障がい者住宅改造費助成
- 点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくり 等

障がい者住宅改造費助成事業

障がい者の住環境を改善するため、障がい者又は障がい者と同居する世帯に対し、障がい者向けの住宅に整備するために必要な資金の助成を行っています。

[対象者] 65歳未満で身体障害者手帳1級・2級所持者の属する世帯
65歳未満で療育手帳A1・A2所持者の属する世帯

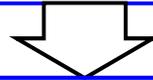
[所得制限] 世帯の生計中心者の前年度所得税課税年額が14万円以下である。
(限度額90万円)

年度	件数	決算額
平成19年度	8件	6,108千円
平成20年度	11件	6,987千円
平成21年度	12件	7,131千円
平成22年度	24件	14,762千円
平成23年度	9件	4,996千円

生涯にわたる教育等の支援体制

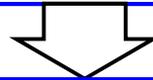
現状と課題

- 障がいに応じた多様な教育を展開するため、教育環境の整備・充実や教育内容の創造、指導方法等の工夫・改善を図るとともに、一人ひとりの社会参加を展望した進路指導の充実を図る必要
- 障がいのある児童の放課後や夏休み等長期休業中の健全育成と、養育する家族等への支援制度の充実が求められている。
- 重度化・多様化する障がいへの教育関係者への共通理解と、教育的支援の充実が求められている。



取組

- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の実現を目指して、教育環境の整備等の充実
- 障がいのある児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、教育関係者の研修等を実施。



具体的な取組

- 校内支援体制の充実
- 夏休みの障がい児・家族支援事業(サマーホットクラブ)の実施
- 教育関係者の研修の充実
- 人権教育等に関する事業の実施 等

校内支援体制の充実

- 保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターの指名及び具体的支援の計画検討などを行う校内委員会の設置を、市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校において実施しました。また、教職員の専門性の向上と校内外の支援体制の充実に向け、市内を19ブロックに分け、各ブロック毎にコーディネーターを中心とした研修会を行い、複数の学校・園が連携した研修会を行っています。
- 市内小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の学習の成果の発表を通して、参加者相互の交流を深めるとともに、広く市民への特別支援教育の理解を図ることを目的に、作品展を実施しています。

【23年度実績】

ハピースマイル・アートギャラリー(熊本市公立小中学校特別支援学級作品展)

・開催日時 11月17日(木)・18日(金)

・場 所 桜の馬場 城彩苑

熊本市夏休みの障がい児・家族支援事業(サマーホットクラブ)

夏休み期間中、障がい児の預かりを行うことにより、障がい児及び家族の福祉向上に資することを目的に実施。

- ① 生活リズムの維持による障がい児の健全育成 ② 保護者の介護負担の軽減

【平成24年度実績】

実施場所 (利用定員)	熊本県立熊本支援学校(25) 熊本支援学校江津湖療育医療センター分教室(10) 湖東カレッジ(15) 大江学園(20) チャレンジめいとくの里(20)
実施日	7月21日～8月31日(日曜、祝日を除く。)
実施時間	午前9時から午後5時まで
利用定員	90人(一日あたり 25人、10人、15人、20人×2ヶ所) ※上記実施場所(利用定員)参照
対象者	特別支援学校在籍児童・生徒、小中学校特別支援学級及び通常学級在籍の障がいのある児童・生徒、その他保護者就労等による利用希望の障がい児。
利用者数	利用登録者数 244人(前年度比 9人増) 利用延べ人員 2,060人(前年度比 17人減)
実施体制	スタッフ(有資格者) 看護師、保育士等 ボランティア 参加実人員 894人(前年度比212人増)

教育関係者の研修の充実

障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの特性に応じた教育ができるように、教育関係者の研修に取り組んでいます。

【平成23年度実績】

- ・特別支援学級担当教員及び通級指導教室担当教員研修会(年1回開催)
- ・新任特別支援学級担当教員及び通級指導教室担当者研修会(年1回開催)
- ・特別支援教育コーディネーター研修会(年1回開催)
- ・各幼稚園、学校における校内研修会(各園、学校ごとに開催)
- ・その他熊本市教育センターにおける特別支援教育に関する研修会(年15回開催)
- ・校長会において特別支援教育に関する講和(年1回開催)
- ・スキルアップ長期派遣研修(1週間の派遣研修 22人)

本市では、人権に関する啓発のために関係各課による実行委員会を組織し、毎年「人権フェア」「人権・ふれあいフェスタ」の開催、副読本の作成並びに配布をしています。そのような事業を通して、障がい者に対する人権をテーマにパネル展示や寄稿をし、障がい者や障がいに対する正しい知識の習得のため啓発活動を実施しています。

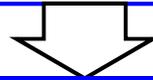
【平成23年度実施状況】

- ・展示パネル内容 内部障がいや発達障がい等に関するパネル
（内部障がいの解説、発達障がいに対する理解促進等について掲載）
- ・人権フェア
開催日時 ……12月4日(日) 場所 ……下通アーケード内
- ・人権・ふれあいフェスタ
開催日時 ……10月22日(土)・23日(日) 場所 ……熊本市動植物園

自立と社会参加への条件整備

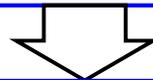
現状と課題

- 障がい者の一般就労を促進するために、関係機関との連携の下に、雇用環境の充実を図る必要。
- 一般就労への移行を希望する障がい者に、雇用機会や訓練指導等の支援充実を図る必要。
- また、就労の初期段階における支援制度を充実し、職場への定着を図る必要
- 一般就労が困難な障がい者の就労や交流活動の場として、福祉的就労事業所等の充実を図る必要。
- 障がい者の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、移動手段への公的支援が必要



取組

- 熊本市障がい者福祉計画に基づき、サービス事業者との連携の下、就労移行支援事業や就労継続支援等の一般就労を促進するための各種サービスの充実
- 熊本市障がい者福祉計画に基づき、サービス事業者との連携の下、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保。
- 障がい者の社会参加の促進を図るため、移動手段への支援を実施。



具体的な取組

- 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型)の実施
- 就労継続支援事業(B型)の実施
- 障がい者嘱託員雇用及び障がい者インターンシップの促進
- 障害者雇用事業所への支援
- 熊本市優待証(さくらカード)・おでかけ乗車券・おでかけパス券交付事業及び熊本市障がい者福祉タクシー券交付事業 等

障がい者嘱託員雇用

精神障がい者及び知的障がい者を、平成19年度から市嘱託員に雇用しました。
(※身体障がい者については、毎年正職員として採用していますので、この事業対象に含めていません。)

[趣旨]

障がいがあっても、就労を通して社会参加できる地域社会を実現するため、本市関係部署に精神障がい者及び知的障がい者を嘱託員として雇用し、市民や企業等の障がい者就労への理解を深めるとともに、障がい者が就労経験を積むことにより能力を高め、その後、一般企業等への就労を果たすことができるよう支援することを目的としています。

平成23年度実績

雇用人数	精神障がい者2人、知的障がい者2人（いずれも手帳所持者）
勤務時間	原則週28時間45分 (月～金曜日 午前9時～午後3時45分)
給料	時給670円
雇用期間	平成23年4月1日～24年3月31日（1年間）

※平成24年度は精神障がい者3人、知的障がい者3人の計6人を雇用

障がい者インターンシップ

障がい者について、市役所内の各課でインターンシップ(職場体験)を受け入れました。

[趣旨]

障がい者に就労体験させることにより、就労意欲・能力を向上させるとともに、市民、企業等の障がい者就労への理解・啓発を促進することを目的としています。

受入実績	県立熊本聾学校の生徒(身体障がい者)1名
	障害者就業・生活支援センターの利用者(知的障がい者)2名
	〃 (精神障がい者)1名
	県立黒石原養護学校の生徒(知的障がい者)1名
	〃 (精神障がい者)1名
期間	時期9月下旬～11月上旬のうち、3日間～5日間
体験内容	事務補助

障がい者雇用事業所への支援

市内在住の障がい者を公共職業安定所(ハローワーク)を介して常用雇用した市内の事業主に対し、国の特定求職者雇用開発助成金に上乗せする形で、市でも奨励金を交付しています。

※1カ月 4,000円(重度障がい者6,000円)×雇用月数(最大12カ月まで)

年度	件数	金額
平成19年度	71件	1,920千円
平成20年度	49件	1,298千円
平成21年度	26件	696千円
平成22年度	20件	570千円
平成23年度	19件	552千円

熊本市優待証(さくらカード)・おでかけ乗車券・おでかけパス券交付事業

高齢者・障がい者等の社会参加の促進及び福祉の向上を図るため、本市内を運行する電車・バスの運賃の割引や特定の施設等を無料で利用できる「熊本市優待証(さくらカード)」を交付。(平成8年10月から事業開始)

さくらカードの交付を受けた障がい者が、本市内を運行する電車・バスの運賃の割引を受けるために必要となるものとして、500円(5000円の1割負担)で購入できる「おでかけ乗車券」(平成8年10月から開始)、年間一定額の負担で乗務員に提示する「おでかけパス券」(平成17年7月から開始)を交付。【平成24年度当初予算額:211,800千円】

○ さくらカード交付対象者

本市に住所を有し、次のいずれかの手帳を持つ方

- ① 身体障害者手帳1級、2級又は3級
- ② 療育手帳A1、A2又はB1
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級又は3級

○ おでかけ乗車券

- ・ さくらカード交付者に交付
- ・ 障がい者用は500円(1割負担)、高齢者・被爆者用は1000円(2割負担)で購入可
- ・ 利用状況に合わせて、何枚でも購入可
- ・ 利用方法は、乗務員にさくらカードを提示するとともに、本乗車券をカードリーダーに通す。

○ さくらカード・おでかけ乗車券・おでかけパス券の交付状況

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
さくらカード所持者数(人)	8,829	9,750	10,150	10,424	11,644
乗車券交付者数(人)	4,790	5,511	5,525	5,554	6,785
乗車券交付率(%)	54.3	56.5	54.4	53.3	58.3
パス券交付者数(人)	4,039	4,239	4,625	4,870	4,859
パス券交付率(%)	45.7	43.5	45.6	46.7	41.7

○ おでかけパス券

- ・ さくらカード交付者に交付
- ・ 基本的に2000円で購入

(※)年度途中で対象者となった場合(手帳の新規交付、等級変更、転入等)や減免対象者(生保受給者及び介護保険料の所得段階Ⅰの方)の購入金額は以下の表のとおり。

購入月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
一般	2000円	1500円	1000円	500円
減免	1500円	1000円	500円	0円

- ・ 年度ごとに1枚購入(交付年度内のみ有効)
- ・ 利用方法は、乗務員に提示するのみ。

熊本市障がい者福祉タクシー券交付事業

重度障がい者の生活拡大及び障がい者の社会参加の促進を図るため、本市内を営業区域とするタクシー等を利用する場合、その料金の一部を助成するタクシー券を交付するもの。【平成24年度当初予算額:58,200千円】

※ 平成元年10月から事業開始

○ 対象者

本市に住所を有し、かつ所得税非課税で、次のいずれかの手帳を持つ方

- ① 身体障害者手帳1級又は2級
- ② 療育手帳A1又はA2
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級

○ 留意点

- ・ 1回の乗車につき、1枚の利用(複数枚の利用不可)
- ・ 交付年度内のみ有効

○ 交付・利用実績(過去5年間)

○ 交付枚数

① 普通タクシー券 : 49枚/年 (1枚 360円)

② 患者等輸送タクシー券 : 36枚/年

(1枚 大型:1,350円、中型:1,080円、小型等:490円)

※ 年度途中で対象者となった場合(手帳の新規交付、等級変更、転入等)の交付枚数は以下の表のとおり。

購入月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
普通タクシー券	49枚	37枚	25枚	13枚
患者等輸送タクシー券	36枚	27枚	18枚	9枚

※平成20年度に福祉タクシー券の金額・交付枚数変更あり。(490円×36枚⇒360円×49枚)

※1 交付対象者数①は身障1・2級、療育A1・A2、精神1・2級所持者数合計。(所得要件:非課税か否かの把握ができないことから、等級要件のみにより算出。重度障がい者数は差し引いていない。)

※2 決算額には事務費、印刷代を含むため、利用額合計とは異なる。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
交付対象者数(人) ※1 ①	17,306	17,493	18,191	20,224	20,841	21,191
交付者数(人) ②	6,731	6,705	6,909	6,979	7,216	7,241
交付率(②/①) ③	38.9%	38.3%	38.0%	34.5%	34.6%	34.1%
交付枚数(枚) ④	237,783	236,160	325,510	328,223	342,621	344,209
利用枚数(枚) ⑤	131,447	129,846	141,458	144,629	147,269	148,655
利用率(⑤/④) ⑥	55.3%	55.0%	43.5%	44.1%	43.0%	43.2%
利用額合計(千円)	66,485	65,631	53,548	54,979	56,320	57,142
決算額(千円)※2	67,883	66,979	54,897	56,290	57,630	58,492

障がい者自動車運転免許取得費助成事業等

◇ 熊本市障がい者自動車運転免許取得費助成事業

障がい者が運転免許を取得することを支援し、社会参加促進を図るものです。

※運転免許取得に要した経費の2/3
上限10万円

年度	件数	決算額
平成19年度	8件	800千円
平成20年度	7件	700千円
平成21年度	5件	500千円
平成22年度	13件	1,300千円
平成23年度	20件	2,000千円

◇ 熊本市重度身体障がい者用自動車改造費助成事業

重度身体障がい者が自動車を運転する際に必要な改造費を助成することで、社会参加の促進を図るものです。

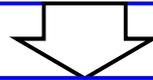
※助成費：上限10万円

年度	件数	決算額
平成19年度	12件	1,099千円
平成20年度	14件	1,299千円
平成21年度	28件	2,639千円
平成22年度	23件	1,978千円
平成23年度	34件	3,050千円

情報提供の充実

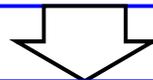
現状と課題

- 今日の情報化社会において、障がい者が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要
- 福祉サービスの選択や決定に必要な情報提供を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められている。



取組

- 障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が、適切な方法で確実に伝わるように、情報提供の方法や内容を充実



具体的な取組

- 「ふくしのしおり」の作成
- 広報誌「市政だより」の点字文書、音声版の作成等点字文書による広報
- 手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣 b 等

4. 今後の主な課題

障がいのある方の望むもの

障がいがあっても、住み慣れた家庭・地域での生活

1 相談支援の機能強化

2 一般就労への支援強化

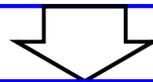
3 社会参加の更なる促進

4 市民に対する理解促進

1 相談支援の機能強化

現状

- 障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題を把握し、必要に応じて適切な障がい福祉サービスに結び付けていく必要。
- 第3期熊本市障がい福祉計画において、「相談支援事業所については、公平・中立の確保及び地域の相談窓口として機能強化を図る必要性があり、第4期計画(27年度～29年度)においては、公募による委託方式で区ごとの適正配置を図る方向」とされている。
- また、障害者自立支援法の一部改正により、今年度から同法に位置づけられた「計画相談支援」の中で、「サービス等利用計画」の作成が求められるなど、いわゆるケアマネジメント手法が導入。



課題

- 相談支援事業所のあり方の検討
 - ・機能(3障害対応、訪問支援等)
 - ・立地環境(区ごとの適正配置等)
 - ・体制(相談支援事業所の数及び人員数等)
 - ・認知度のアップ
 - ・本市の相談支援機能の強化方策 等
- 指定特定相談支援事業者等の量的・質的な確保
 - ・26年度までのすべての障害福祉サービスの利用者に対するサービス等利用計画の作成・モニタリングを行う指定特定相談支援事業者の拡大方策及び相談支援専門員の確保
 - ・サービス等利用計画の作成・モニタリングを行う相談支援専門員の資質向上

参考：本市の相談支援事業所の相談件数等の実績

○相談延べ件数(H23年度)

年度	事業所数	相談延件数	対前年比
H19年度	7	22,131	—
H20年度	8	22,514	1.7%増
H21年度	9	28,749	27.7%増
H22年度	14	35,790	24.5%増
H23年度	14	39,905	11.5%増

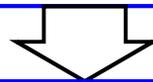
○相談内容内訳(H23年度)

福祉サービスの利用等に関する支援	5,090 件	家計・経済に関する支援	2,104件
障がいや病状の理解に関する支援	1,707件	生活技術に関する支援	4,725件
健康・医療に関する支援	4,490件	就労に関する支援	2,890件
不安の解消・情緒安定に関する支援	9,476件	社会参加・余暇活動に関する支援	1,524件
保育・教育に関する支援	1,135件	権利擁護に関する支援	226件
家族関係・人間関係に関する支援	3,866件	その他	2,672件

2 一般就労への支援強化

現状

- 本市においても、一般就労への移行促進を推進しているところ。
- 就労移行支援事業や就労継続支援事業という就労系障害福祉サービスの提供を行っているところであるが、現状としては、一般就労にまであまり結びついていない状況。
- 障がい者の就労については、個々の特性に応じたきめ細やかな支援が必要
- 特に、精神障がい者及び発達障がい者については、勤務時間や業務内容等に一定の配慮や柔軟な対応が求められるなど、個々人の障がいの特性に応じた就職支援を行う必要。



課題

- 本市においても、就労系障害福祉サービスの利用者等に対する一般就労への支援を強化する必要。
- 以下の①から③までの機能を持つような新たな就労支援体制の構築を検討。
 - ①特別支援学校の卒業生や就労移行支援事業・就労継続支援事業の修了者等に対する一般企業への就労支援
 - ②一般企業に就職した障がい者への定着及び生活支援や、離職した場合の障害福祉サービスへのつなぎ等も含めた生活・就労支援
 - ③一般企業に対する障がい者雇用への理解促進や求人開拓

障がい者の就労支援について(現状)

特別支援学校

地域生活

(障害福祉サービス(就労系を除く。)の利用を含む。)

障害福祉サービス(就労系)

- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型)
- (○就労継続支援(B型))

連携

自立支援協議会(就労部会)

就労支援に係る研修会の実施/就労支援施設ガイドブックの作成/就労支援事例集の作成 等

支援策

地域障害者職業センター【独法】

- 職業リハビリテーションの実施
- 職業評価/職業指導/職場準備訓練/職業適応援助 等

障害者就業・生活支援センター【国・県】

- 就業に関する相談支援
- 日常生活・地域生活に関する助言
- 関係機関との連絡調整 等

ハローワーク【国】

- 職業紹介 等

熊本市

- 市役所内で就労する場の提供
 - ・障がい者嘱託員雇用
 - ・障がい者インターンシップの受入

一般就労

一般就労

支援策

- 熊本市
- 就労支援支度金の支給

退職

退職

企業等

支援策

ハローワーク【国】

- 求人開拓
- 事業主向け助成金の支給 等

支援策

地域障害者職業センター【独法】

- 事業主に対する雇用管理に関する専門的な助言 等

支援策

熊本市

- 雇用促進奨励金の支給

参考：障がい者雇用関係の各種データ等

- 福祉的就労から企業等へ就職された方への自立支援のための支度金支給実績
 - ・平成20年度5件、21年度10件、22年度28件、23年度25件
- 全国の障がい者雇用状況
 - ・雇用障害者数 36万6,199人 実雇用率 1.65% 法定雇用率達成企業の割合45.3%
- 熊本県民間企業における雇用状況(労働者56人以上規模の企業)
 - ・雇用されている障がい者数約3,198人(対前年比9.4%増加)
 - ・実雇用率2.00%(対前年比0.02%増加)
 - ・法定雇用率を達成している企業の割合56.5%(対前年比2.5%減少)

※熊本労働局発表(平成23年12月9日)
- 熊本市役所における状況(市長事務部局)[法定雇用率2.1%]
 - ・雇用されている障がい者の数80人
 - ・実雇用率は2.18% ※平成23年6月1日現在
- ジョブコーチによる職場定着支援を行った際の定着率
 - ・全国:支援者3,266人、定着者2,862人、定着率87.6%
 - ・熊本県:支援者68人、定着者57人、定着率83.8%
- 【注】平成22年度実績(熊本障害者職業センターの情報提供による)。障がいのある方全てを対象とした定着率は労働局も把握できていない。ジョブコーチによる職場定着支援を行った際の定着率。平成21年10月～平成22年9月にジョブコーチ支援を行った後、6ヶ月間職場定着した者の数をカウント。
- 相談支援事業所による就労支援
 - ・就労支援実績:2,890件(平成23年度実績)
- 障がい者雇用促進奨励金
 - ・対象者:法定雇用率(1.8%)を超えて、新たに障がい者を雇用する事業主
 - ・奨励金額:10,000円(月)×最大12ヶ月
- 障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金
 - ・対象者:障がい者・母子家庭の母等を雇用する事業主
 - ・奨励金額:4,000円(月)×最大12ヶ月 ※重度は6,000円

3 社会参加の更なる促進

○本市における障がい者の移動手段の支援に係る主な課題

1. 移動手段の支援を必要としながらも、現行の事業では支援を得ることができない障がい者がいるのではないか。(公平性の問題)

○現行のおでかけ乗車券・おでかけパス券の交付はバス・電車という公共交通機関を利用する方に対する支援であり、福祉タクシー券の交付はタクシーを利用する方に対する支援であるが、より重度の障がい者等バス・電車やタクシーを自ら利用できない方は、それらの支援を受けられずにいる可能性がある。

○また、これは、同じ等級を持つ障がい者であるにもかかわらず、一方は自ら乗車等ができることから支援を受けることができ、他方は自ら乗車等ができないことから支援を受けることができないという意味で、公平性の観点からも問題があるのではないか。

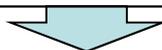
現行のおでかけ乗車券・おでかけパス券・福祉タクシー券の交付対象者であるにも関わらず、それらの交付を受けていない方が、

- ①どのような障がいのある方なのか
 - ②どのような理由で、現行のおでかけ乗車券・おでかけパス券・福祉タクシー券交付を受けていないのか
 - ③普段の外出手段として何を使っているか
 - ④どのくらいの頻度で外出をしているか
 - ⑤外出費用はいくらくらいか
- 等を明らかにする必要がある。

アンケート調査の実施の必要性

2. 現行のおでかけ乗車券・おでかけパス券・福祉タクシー券の交付事業についても、その対象者であるにもかかわらず、その実施方法等の問題により、利用をしていない障がい者がいるのではないか。(利便性の問題)

- 現行のおでかけ乗車券・おでかけパス券・福祉タクシー券の交付対象者であり、自ら電車・バス、タクシーを利用できるにも関わらず、それらの利用をしていない者が、実施方法等の問題により、利用していない可能性がある。
- 福祉タクシー券については、交付者数は増加しているものの、利用率は低下傾向にある。
- また、重度の障がいのある方が主として対象となる、患者等輸送タクシー券があるが、この利用率も3割を切っている。
- 家族等の付き添いを必要とする障がい者は外出等社会参加が少ないのではないか。
- おでかけ乗車券・おでかけパス券については、その交付者数は増加しその費用負担が過大なものとなりつつある。



現行のおでかけ乗車券・おでかけパス券・福祉タクシー券の対象者が、

- ① それらを利用しているか否か
- ② 利用している場合には、その目的及び利用頻度
- ③ 利用をしていない場合には、利用をしない理由
- ④ 特にタクシー券については、現在の助成額・使用回数の満足度及び望ましい助成額・使用回数
- ⑤ 家族等の付き添いを必要とする障がい者の外出等社会参加の状況等を明らかにする必要がある。



アンケート調査の実施の必要性

熊本市における障がい者の移動手段の支援のあり方に関する実態調査

1 調査の目的

熊本市では、障がいのある方の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、本市内を運行する電車・バスを利用する際の一部助成をする熊本市優待証(さくらカード)・おでかけ乗車券・おでかけバス券交付事業を実施しており、重度の障がいのある方で所得が少ない方の生活拡大及び社会参加の促進を図るため、本市内を営業区域とするタクシー等を利用する際の一部助成をする熊本市障がい者福祉タクシー券交付事業を実施している。

しかしながら、上記交付事業の対象者であるにも関わらずそもそも利用をできない方がいるのではないかとことや、現行の交付事業が利便性の問題により利用をしていない方がいるのではないかとことなど、現行の交付事業のあり方そのものが問われている。

こうしたことから、障害のある方の日常生活上の移動における交通手段の実態、上記交付事業を利用しての移動の実態、さらに交付事業を利用していない方の移動の実態を調査することにより、今後、地域共生社会の実現を目指し、本市内における障がいのある方があらゆる分野の活動に参加する機会を確保することに資することができるよう、本市における障がいのある方の移動手段の支援のあり方そのものについて検討するための基礎資料とする。

2 主な調査項目

① 障がいのある方ご本人のこと(基本属性)

- 居住地区
- 年齢
- 世帯の収入状況
- 障害者手帳の種類及び等級(身体障害者手帳所持者にあつては、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等の具体的な障がい内容を調査)
- 支援をしてくれるご家族について
 - ・ 支援をしてくれるご家族の有無
 - ・ 支援をしてくれるご家族がいる場合、外出しているか。
- さくらカード又は福祉タクシー券の所持の有無
- おでかけ乗車券・おでかけバス券・福祉タクシー券を利用して

② おでかけ乗車券・おでかけバス券・福祉タクシー券を利用した外出

- <おでかけ乗車券・おでかけバス券・福祉タクシー券ごとに以下の項目を調査>
- 満足度
 - 外出の目的(買い物、趣味・余暇活動、通院等)
 - 外出目的別1ヶ月平均利用回数
 - 外出時の主な同伴者
 - 直近1ヶ月の状況(外出の目的・外出目的別平均利用回数、外出時の同伴者)
- <おでかけ乗車券・おでかけバス券の所持者への調査>
- 現行の負担額等実施方法に対する満足度
 - 望ましい負担額等実施方法
- <福祉タクシー券(患者等輸送タクシー券を含む。)の所持者のみへの調査>
- 現行の助成額及び使用回数に対する満足度
 - 望ましい助成額及び使用回数

③ おでかけ乗車券・おでかけバス券・福祉タクシー券を利用しない外出

- 外出手段(電車・バス・タクシー・自家用車等)
 - 外出の目的(買い物、趣味・余暇活動、通院等)
 - 外出目的別1ヶ月平均利用回数
 - 外出目的別1ヶ月平均交通費の額
 - 外出時の主な同伴者
 - 直近1ヶ月の状況(外出の目的・外出目的別平均利用回数、外出目的別1ヶ月平均交通費の額外出時の同伴者)
- <さくらカード及び福祉タクシー券を所持していない者への調査>
- 所持しない理由及び要望

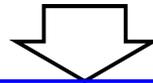
④ 移動手段の支援の必要性及びそのあり方

- 現行のおでかけバス券・おでかけ乗車券・福祉タクシー券がなかったとしたら、電車・バス・タクシーに乗るか。
- どのような移動手段の支援制度があると便利か。

4 市民に対する理解促進

現状

- 障がい者が地域で生活していくためには、地域住民の障がいに対する理解が必要不可欠。
- 平成24年度から指定都市事務として、障がい者との交流をテーマに作文・ポスターを募集し、表彰する障がい者理解促進事業を開始。その一環として、障害者週間に熊本市子ども文化会館で児童向け啓発イベントを開催予定。
- しかしながら、ある一定の時期に行う形であり、その効果が不透明。更なる理解促進を図るためには、地域住民が障がい者と交流するような形も含め、ある種の運動的なものにしていくことが効果的ではないか。
- また、障害者総合支援法の施行(平成25年4月)により、市民を対象とする研修・啓発事業が市町村の必須事業となることから、市民や企業を対象とする新たな啓発事業を検討し、実施する必要。



課題

- 本市において、住民参加型も含めた新たな理解促進事業のあり方を検討。